目 次

I 畜産における環境保全とその対策

1	畜産環境に係る指導要領等
	(1) 栃木県環境保全型畜産確立対策推進指導要領
	(2)環境保全型畜産確立対策推進指導体制及び業務分担
	(3) 県の家畜排せつ物に係る管理基準適正化指導要領
2	畜産環境関係法令等
	(1)畜産環境保全関係法令の体系
	(2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要
	(3)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷軽減事業活動の
	促進等に関する法律(みどりの食料システム法)の概要24
	(4) 肥料の品質の確保等に関する法律(旧肥料取締法)概要
	(5) 環境保全関係法令の概要
	(6)水質汚濁防止法
	(7)悪臭防止法
	(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	(9) 栃木県生活環境の保全に関する条例
п	参考資料
0	畜産環境問題の現状
0	畜産環境対策事業の概要·······40
0	栃木県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画41

I 畜産における環境保全とその対策

- 1 畜産環境に係る指導要領等
- (1) 栃木県環境保全型畜産確立対策推進指導要領

制 定 平成 5 (1993)年12月20日 最終改正 令和 6 (2024)年2月15日

第1 趣 旨

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止するとともに堆きゅう肥化等による家畜ふん尿のリサイクルを推進するために、畜産農家等を対象として関係機関団体等が行う指導事項は、別の定めのあるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

第2 方策

1 畜産農家等が行う事項

畜産業を営む者は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第3条第1項に定める管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないとされている。

また、畜産農家、その他畜・家きんを飼養するもの(以下「事業者」という。)は、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項において、事業者は事業活動に伴って生じた廃 棄物を自らの責任において適切に処理しなければならないとされており、畜産農家等は環境汚染問題の発 生を防止するために常に細心の注意をはらい、次の事項に留意するものとする。

- (1) 家畜排せつ物は、管理基準に従い適正に管理する。
- (2) 家畜ふん尿等は、資源の有効利用を推進する観点から原則として農地等に還元するように努める。
- (3) 家畜ふん尿等を農地等に還元する場合は十分に覆土し、また、生ふん等は、乾燥または発酵等の処理をして適切に使用するように努める。
- (4) 家畜ふん尿等を適切に処理することにより、地域の耕種サイドのニーズに合った良質な堆きゅう肥を生産し、農地等へのリサイクルを積極的に推進する。
- (5) 家畜ふん尿等の汚水は、適切な容量の汚水槽でばっ気等の適切な処理を、また、ふん及び敷藁等は、適切な容積の堆肥舎に堆積して発酵等の適切な処理をし、汚水等の浸透、流出を防止する。
- (6) 家畜ふん尿等の汚水を浄化等で適切に終末処理した後に河川等の公共用水域に放流する場合は、当該地域の水質規制・基準等を満たす。
- (7) 畜舎、運動場、家畜ふん尿処理施設及びその周辺等はいつも清掃し清潔にしておき、また、植樹や花壇の設置をするなどして、常に環境美化に努める。
- (8) 家きん舎等から羽毛、粉じん等が飛散しないよう努める。
- (9) 畜舎及び家畜ふん尿処理施設等については、脱臭施設や資材・器具の有効利用を図って悪臭の発生を防止するとともに、定期的に殺虫剤等の散布を行って害虫の発生防止に努める。また、周辺に住宅がある場合は、堀等で周囲と隔離するよう努める。
- (10) 畜舎及び家畜ふん尿処理施設等を新設又は増設し、経営規模を拡大する場合は、家畜ふん尿等の適切な処理に留意しながら設計する。また、周囲に被害を及ぼさないようにできるだけ周辺住宅より離れた所を選ぶなど、慎重に場所を選定する。
- (II) 家畜ふん尿処理施設等の設置に当たっては、最寄の農業振興事務所、家畜保健衛生所、市町及び農協等に相談のうえ設置するよう努める。
- 2 市町及び農業協同組合等畜産関係団体の行う事項 市町及び農業協同組合等畜産関係団体は、相互に連絡調整を図り、随時、管内事業者の家畜ふん尿等の

処理状況を調査把握するとともに、地方協議会と連絡を密にして、地域における畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、次の事項をおこなうものとする。

- (1) 市町は、管内の畜産経営の動向、環境汚染問題の発生状況、堆きゅう肥の農地等への還元状況等を調査し、地域環境保全型畜産推進計画を策定して総合的かつ計画的な施策を講ずるように努める。
- (2) 家畜ふん尿等は、農地等に還元することが最も有効適切な処理方法であるので、事業者集団と耕種等 営農集団との組織的な連携を推進し、計画的な家畜ふん尿等の処理と堆きゅう肥の需給体制の整備に努める。
- (3) 本要領第2の1の「畜産農家等が行う事項」の徹底を図るよう、随時巡回するなどして、啓発指導に 努める。
- (4) 畜産経営に係る環境汚染問題が発生した場合は、市町内において処理することを原則として、迅速かつ的確に助言指導するとともに、指導結果を確認する。なお、問題発生及び指導結果については、軽微なものを除き、別に定める様式等により農業振興事務所長に報告する。
- (5) 事業所に対しては、過剰投資にならないよう、低コストでかつ効果的な家畜ふん尿処理施設の設備や、処理技術の応用並びに制度資金の活用等について助言・指導する。
- (6) 事業者が家畜ふん尿等の汚水を浄化処理して放流する場合は、流域周辺住民から苦情の発生のないよう指導する。
- (7) 市町、農協等が直接関与して家畜ふん尿処理施設等を設置又は運営する場合は、地域の堆きゅう肥の 需給動向を調査し、流通体制等を整備しながら、国の事業等を積極的に取り入れて実施する。
- (8) 畜産経営の立地条件等により、家畜ふん尿等の適切な処理が困難である畜産経営については、適地への経営移転も含め適切な対策を指導する。

3 農業振興事務所が行う事項

農業振興事務所長は、市町、農業協同組合等畜産関係団体、県出先機関等と相互に連絡を密にし、地域における畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効活用を推進するため、地方畜産振興協議会を開催し、管内の畜産の現状・動向等の把握に努め、指導班を編成して、問題のある畜産経営に対して濃密指導を実施するとともに、次の事項を行うものとする。

- (1) 畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、管内の畜産の実情に即した地域環境保全型畜産確立指導方針を定め、必要に応じて水質汚染、悪臭等のモニタリングを実施するなど、環境保全対策の適正かつ効率的な指導に努める。
- (2) 畜産環境保全に係る関係法令、関連事業及び家畜ふん尿等の処理利用法等について、講習会、事業説明会、研修会、リーフレット、環境保全対策資料等を活用し、環境保全型畜産を啓発し、家畜ふん尿等の処理による堆きゅう肥の広域的かつ組織的な有効利用を推進する。
- (3) 補助事業、リース事業及び制度資金等により畜舎及び家畜ふん尿処理施設等を新設又は増設する場合は、その設置場所が周囲に被害を及ぼすおそれがあるかどうか、また、家畜ふん尿等を適切に処理する事ができる施設であるかどうか等について、特に厳重に審査、指導する。
- (4) 畜産経営の立地条件等により、家畜ふん尿等の処理が困難な畜産経営については、市町の意見を聞いたうえで、市町と連携して適地への経営移転を含め適切な指導に努める。
- (5) 畜産経営による環境汚染問題が発生した場合は、迅速かつ的確に指導し、原因の排除に努めるとともに、指導の結果を確認するものとする。なお、環境汚染問題発生及び調査結果指導については別に定める様式等により畜産振興課に報告する。

4 県、試験研究機関等の行う事項

県、試験研究機関等は、畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効利用を推進するために、畜産経営による環境 汚染問題の解決のための基本的対策を研究し、指導普及に努め、次の事項を行うものとする。

- (1) 県は、畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効利用を推進するために基本方針を定め、畜産経営の環境保全及び堆きゅう肥の農地等への還元に関する指導体制の整備、家畜ふん尿処理利用整備等各種施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 試験研究機関は、良質堆きゅう肥の生産を念頭におきながら、畜産経営の実情に即した家畜ふん尿処理並びに悪臭及び衛生害虫発生防止対策等の環境汚染防止技術の開発、普及に努める。
- (3) 家畜保健衛生所は、畜産環境汚染防止技術の適正指導に努める。
- (4) 畜産経営による環境汚染問題の発生処理については、関係各課及び関係機関が連絡を密にし、迅速かつ 適正な処理に努める。
- (5) 家畜ふん尿から生産された堆きゅう肥については、関係各課及び関係機関で連携を取りながら、その有効利用の推進に努める。
- (6) 畜産環境の保全と堆きゅう肥の有効利用を推進するため常に啓発普及に努める。

番 号 年 月 日

農政部長様 (農業振興事務所長)

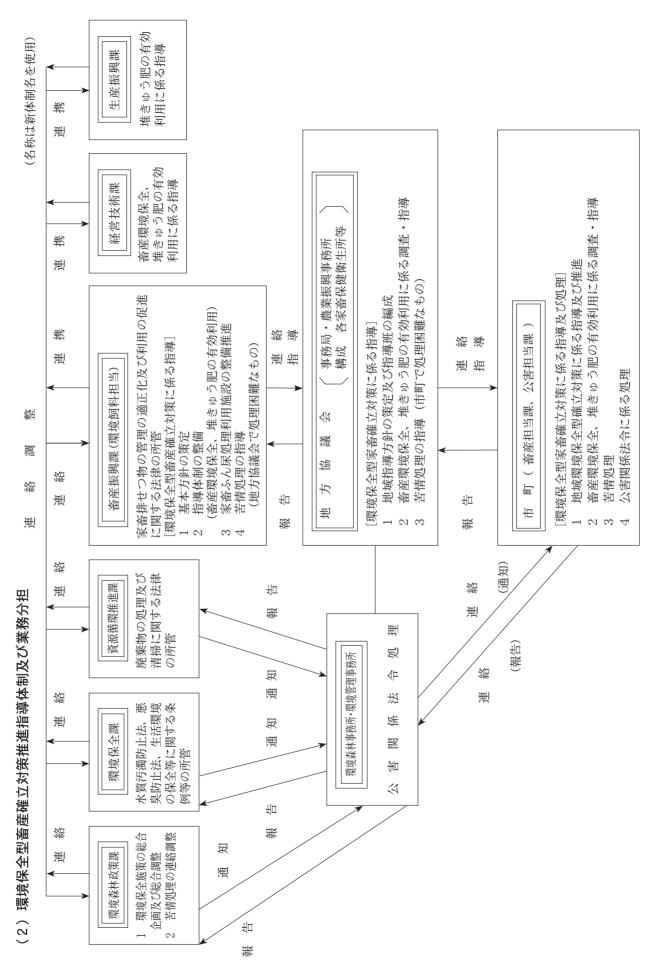
農業振興事務所長

(市町)

畜 産 環 境 問 題 事 案 報 告 書

	こおり埬兎問題事	条を気埋し、	当所で処埋しま	したので、辛	報告 しよす。
受 理 年 月 日		発生年月日	夕	理月日	
問題の種類					
苦情届出者	住 所				
古 1月/田 11/14	氏 名				
苦情の概要					
	名 称 及び住所			施設の 所在地	
	氏 名				
問題発生者 及び発生源	飼養家畜の 種類及び規模				
	ふ ん 尿 の 処理施設及び 処 理 状 況				
指導内容					
その他の 特記事項					
担当者					
調査立会者					

(備考) 問題発生源の周辺地域の見取図を添付すること。



(3) 県の家畜排せつ物に係る管理基準適正化指導要領

制定 平成16年11月1日 最終改正 平成29年4月1日

第1 趣旨

この要領は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号。以下「法」という。)に基づき畜産業を営む者が遵守すべき家畜排せつ物の適正管理の確保に関し、必要な事項を定める。

第2 役割

- 1 畜産振興課長は、必要な事業計画を策定するとともに、農業振興事務所長及び関係機関と連携を図りながら適正な事務執行を行う。
- 2 農業振興事務所長は、事業計画に基づき、管内の家畜排せつ物の管理状況の実態を把握するとともに、 畜産農家等に対し必要な指導・助言を行う。
- 3 家畜保健衛生所長、畜産酪農研究センター所長は、農業振興事務所長等が行う現地調査及び立入検査並 びに畜産農家等に対する指導・助言等に関し、技術的・専門的観点から助言・協力を行う。

第3 実態把握

- 1 農業振興事務所長は、管内の畜産業を営む者の家畜排せつ物の管理状況の把握に努めるものとする。また、畜産業を営む者の状況について、別に定めるところにより毎年畜産振興課長に報告するものとする。
- 2 農業振興事務所長は、経営普及指導など通常の指導及び畜産業を営む者に対する計画的な巡回指導を実施し、実態把握と適正指導に努めるものとする。
- 3 農業振興事務所長は、家畜排せつ物の管理等について、畜産農家等から相談を受けた場合又は関係機関 その他の者から情報提供を受けた場合には、必要に応じ関係者等からの状況聴取又は現地調査を実施する など、実態把握と適正指導に努めるものとする。

第4 事前指導

- 1 農業振興事務所長は、状況聴取や現地調査の結果等に基づき、畜産業を営む者が法第3条第1項に規定する管理基準(以下「管理基準」という。)に違反し、又は違反するおそれ(以下「違反行為等」という。)があると認めるときは、速やかに違反行為等の中止等適切な措置を指導するとともに、改善措置について助言・指導(以下「事前指導」という。)を行うものとする。
- 2 事前指導は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した事前指導書(別記様式1)を交付し行う ものとする。ただし、違反行為等が、直ちに改善可能と認める場合、周辺環境に影響が少ないと認める場 合又は改善が確実に図られると認める場合は、口頭によることができるものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項
 - イ 改善すべき事項
 - ウ 改善計画書(別記様式2)による改善計画の策定及び提出期限
 - エ 改善結果報告書(別記様式3)の提出
 - オ その他必要と認める事項
- 3 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から事前指導に基づく改善計画書(別記様式2)が提出された場合、当該改善計画の内容を十分審査・検討し、適当と認めるときは改善計画の履行を、不適当と認めるときは計画内容の見直し検討を求めるものとする。この場合において必要と認めるときは、畜産振興課長、その他関係機関と協議するものとする。
- 4 農業振興事務所長は、適宜改善計画の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者等に適切な指導

を行うものとする。

- 5 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から事前指導に基づく改善結果報告書(別記様式3)が提出 されたときは、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- 6 農業振興事務所長は、履行状況等の確認の結果、適当と認められないときは、当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。

第5 法に基づく指導等

- 1 法4条指導・助言
 - (1) 農業振興事務所長は、事前指導を行った場合において、畜産業を営む者の違反行為等が是正されないとき又は畜産業を営む者の違反行為等の内容を勘案し、事前指導によることが適当でないと認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、法第4条の規定による指導及び助言(以下「法4条指導・助言」という。)を行うものとする。
 - (2) 法4条指導・助言は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した指導通知書(別記様式4)を交付し行うものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項
 - イ 改善すべき事項
 - ウ 改善計画書による改善計画の策定及び提出期限
 - エ 改善結果報告書の提出
 - オ その他必要と認める事項
 - (3) 農業振興事務所長は、前号の規定に基づき指導通知書を交付した場合、その写しを知事あて送付するものとする。
 - (4) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から法4条指導・助言に基づく改善計画書が提出された場合、当該改善計画の内容を十分審査・検討し、適当と認めるときは改善計画の履行を、不適当と認めるときは計画内容の見直し検討を求めるものとする。この場合においては、予め、畜産振興課長に協議するとともに、必要に応じてその他関係機関と協議するものとする。
 - (5) 農業振興事務所長は、適宜改善計画の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者等に適切な指導を行うものとする。
 - (6) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から法4条指導・助言に基づく改善結果報告書が提出されたときは、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
 - (7) 農業振興事務所長は、履行状況等の確認の結果、適当と認められないときは、当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。
 - (8) 当該畜産業を営む者が、第4号の規定により適当と認められた改善計画を変更しようとする場合は、予め、農業振興事務所長に対し、変更改善計画書(別記様式5)を提出するものとする。
 - (9) 農業振興事務所長は、当該畜産業を営む者から変更改善計画書が提出された場合、当該変更事由が止むを得ないものと認めるときは、第4号から第5号に係る改善計画書の取扱いに準じて処理するものとする。

2 法5条勧告

- (1) 知事は、農業振興事務所長が法4条指導・助言を行った場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、法第5条第1項の規定による勧告(以下「法5条勧告」という。)を行うものとする。
- (2) 知事は、法5条勧告にあたっては、当該勧告の適否及び内容について、予め必要に応じて関係機関と

協議するものとする。

- (3) 法5条勧告は、当該畜産業を営む者に対し、次の事項を記載した勧告書(別記様式6)を交付し行うものとする。
 - ア 違反行為等に係る事項
 - イ 勧告事項
 - ウ 履行期限及び改善結果報告書の提出
 - エ その他必要事項
- (4) 知事は、前号の規定に基づき勧告書を交付した場合、その写しを関係農業振興事務所長あて送付するものとする。
- (5) 知事は、農業振興事務所長等と連携しては、適宜勧告事項の履行状況を確認するとともに当該畜産業を営む者に適切な指導を行うものとする。
- (6) 知事は、当該畜産業を営む者から法5条勧告に基づく改善結果報告書が提出されたときは、農業振興 事務所長等と連携して当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- (7) 知事は、農業振興事務所長等と連携して、履行状況等の確認の結果、管理基準に違反しているときは、 当該畜産業を営む者に対し必要な改善指導を行うものとする。

3 法5条命令

- (1) 知事は、法5条勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、当該者に対し、法第5条第2項の規定による命令(以下「法5条命令」という。)を行うものとする。
- (2) 知事は、法5条命令にあたっては、当該命令の適否及び内容について、予め、必要に応じて関係機関と協議するものとする。
- (3) 知事は、協議の結果、法5条命令を行うことが適当と認めるときは、原則として行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づき弁明の機会を付与するものとする。
- (4) 知事は、当該者からの弁明に理由があると認める場合を除き、法5条命令の決定を行うものとする。
- (5) 法5条命令は、当該者に対し、次の事項を記載した命令書(別記様式7)を交付し行うものとする。
 - ア 命令の原因となる事実
 - イ 措置内容
 - ウ 履行期限及び改善結果報告書の提出
 - エ その他必要と認める事項
- (6) 知事は、農業振興事務所長と連携し、適宜命令事項の履行状況を確認するとともに当該者に適切な指導を行うものとする。
- (7) 知事は、当該者から法5条命令に基づく改善結果報告書が提出されたときは、農業振興事務所長と連携し、当該改善結果報告書の内容及び現地調査等により履行状況を確認するものとする。
- (8) 知事は、履行状況等の確認の結果、管理基準に違反しているときは、当該者に対し必要な補正を指示するものとする。

4 報告の徴収

知事及び農業振興事務所長は、事前指導、法4条指導・助言、法5条勧告及び法5条命令の措置を適正かつ確実に実施するため、必要と認める場合、当該畜産業を営む者に対し、法6条第1項の規定に基づき家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造の状況、家畜排せつ物の管理の状況、家畜の飼養状況等について報告を求めるものとする。

5 立入検査

- (1) 知事及び農業振興事務所長は、事前指導、法4条指導・助言、法5条勧告及び法5条命令に対する措置状況を確認する場合並びにその他必要と認める場合に、法第6条第1項に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)を行うものとする。
- (2) 知事及び農業振興事務所長は、立入検査を行う場合、必要に応じて家畜保健衛生所長、畜産酪農研究センター所長に協力を求めるものとする。

第6 関係機関との連携

1 市町村との連携

家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、市町村の理解と協力が必要であることから、農業振興事務 所は、管内市町村と連携して畜産農家の指導を行うものとする。

2 農業団体との連携

農協等農業団体は、農業者にとって最も身近な指導機関であることから、農業振興事務所は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため、農協等農業団体と連携して畜産農家に対し指導を行うものとする。

- 3 環境部局との連携
- (1) 畜産振興課は、家畜排せつ物の管理の適正化のため、環境部局各課と連携を図るものとする。
- (2) 農業振興事務所は、家畜排せつ物の管理の適正化のため、環境関係法令を所管する環境森林(管理)事務所と常に情報交換を行い、連携を図るものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は平成16年11月1日から、これを施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から、これを施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日から、これを施行する。

別記様式1

別記様式2

改善が完了した場 を提出すること。 - 上記改善すべき。 り改善計画を策定 家畜排せつ物の適 栀 家畜排せつ物の管理について、次のと 農業振興事 様 : 改善結果報告書 の提出 7 3 改善計画の策定 及び提出期限 1 違反行為等に係 る事項 改善すべき事項 华 提出先 住 所 無 出 9

適正管理に係る事前指導書	<i>\\</i>	育番排せつ物	の適正犯	家畜排せつ物の適正管理に係る改善計画書	計画書	
農板第 号年 月 日	析木県 農業	農業振興事務所長	糜	年 所	#	ш
				压多		Ē
が大県 農業板興事務所長 印	年 月 日 (事前指導・指導)があった家畜排せつ物の管理に係る改善計画について、次のとおり提出します。	日(事前指とおり提出しま	導• 指導) 寸。	があった家畜排	せつ物の管理に係る	指無於2
のとおり改善してください。	1 違反行為等に係	\\\\\				
	る事項					
	2 改善すべき事項	Hung'				
	3 改善計画の内容	Jt/π				
き事項について、改善計画書(別記様式2)によ定し、 年 月 日までに提出すること。						
た場合、速やかに改善結果報告書 (別記様式3)。。						
事務所	4 改善完了予定日		年 月	ш		
	======================================					

別記様式3

別記様式4

家畜排せつ物の適正管理に係る改善結果報告書	家畜排仓	家畜排せつ物の適正管理に係る指導通知書
年月日		農板第 号年 月 日
栃木県 農業振興事務所長 様	住 所	
住所	氏 名	**************************************
氏名 即		栃木県 農業振興事務所長 印
年 月 日(事前指導・指導・勧告・命令)があった家畜排せつ物の管理について、次のとおり改善しましたので報告します。	家畜排せつ物の管理の適正 第4条の規定に基づき、次の	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号) 第4条の規定に基づき、次のとおり改善するよう指導します。
1 違反行為等に係る事項	1 違反行為等に係る事実	
2 改善すべき事項 (制告事項)	2 改善すべき事項	
3 改善の内容	3 改善計画書の第 L:記号 定及び提出期限 P:改善書	上記改善すべき事項について、改善計画書 (別記様式2) により改善計画を策定し、 年 月 日までに提出すること。
	4 改善結果報告書 改善7 の提出 を提出・	改善が完了した場合、速やかに改善結果報告書 (別記様式3) を提出すること。
4 改善完了日 年 月 日	5 提出先	農業振興事務所
(元) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	a 無 が	

別記様式6

別記様式5

家畜排せつ物の適正管理に係る変更改善計画書	※	家畜排せつ物の適正管理に係る勧告書
年月日		番板第 号 年 月 日
栃木県 農業振興事務所長 様 住 所		
氏 名 即	不各	卷
		栃木県知事
年 月 日に提出した家畜排せつ物の適正管理に係る改善計画について、 次のとおり、変更したいので提出します。	あなたの家畜排せつ4 関する法律(平成11年7 れるので同法第5条第	あなたの家畜排せつ物に係る管理は、家畜排せつ物の管理の適所化及び利用の促進に 関する法律(平成11年法律第112号)第3条第2項の規定に違反しているものと認めら れるので同法第5条第1項の規定に其今3、次のとおり改善するよう勧告します。
1 違反行為等に係 z a r g	なお、この側音に促わるります。 あります。	わないとさは、同弦母も条形と母の鬼走により処分されることか
	1 違反行為等に係る事項	
2 改善すべき事項		
	2 勧告事項	
3 変更事由		
4 変更内容	3 履行期限	年 月 日
	4 改善結果報告書 の提出 を	改善が完了した場合、速やかに改善結果報告書 (別記様式3) を提出すること。
5 改善完了予定目 年 月 日	田先	
6 編 が	6 垂 桃	

栃木県達第 号

令達先

貴社(あなた)が、・・・・・で行った(行っている)家畜排せつ物の管理については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第3条第2項の規定に違反しているものと認められますので、同法第5条第2項の規定により、次のとおり措置することを命じます。

年	月	Я		
	, ,		栃木県知事	印

記

1 命令の原因となる事実

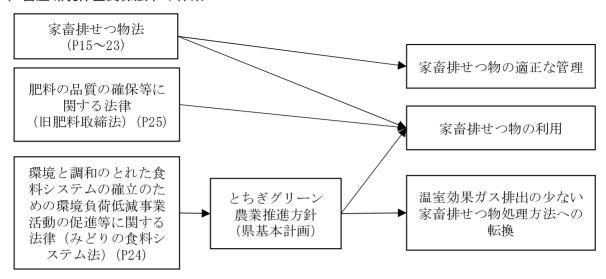
2 措置内容

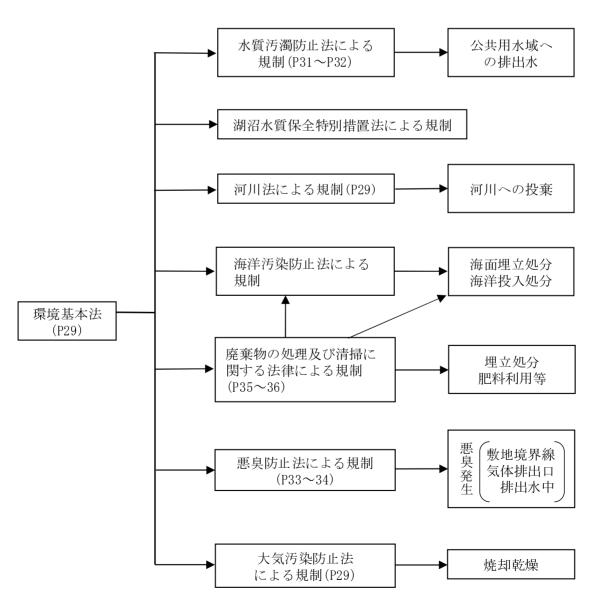
- 3 履行期限及び改善結果報告書の提出
- 4 その他

※ なお、この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日 以内に、栃木県知事に審査請求をすることができます。

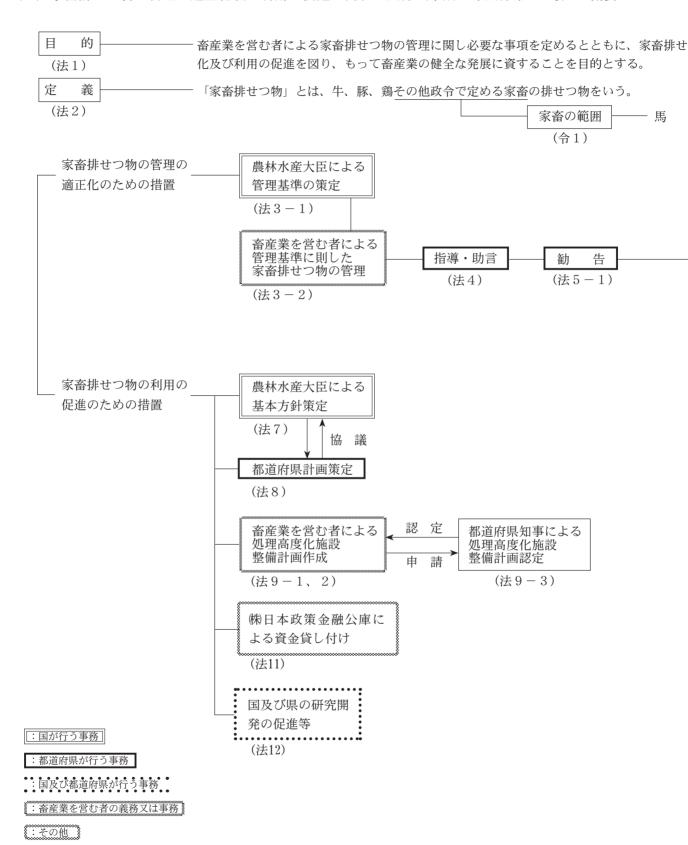
2 畜産環境関係法令等

(1) 畜産環境保全関係法令の体系





(2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の概要



つ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正

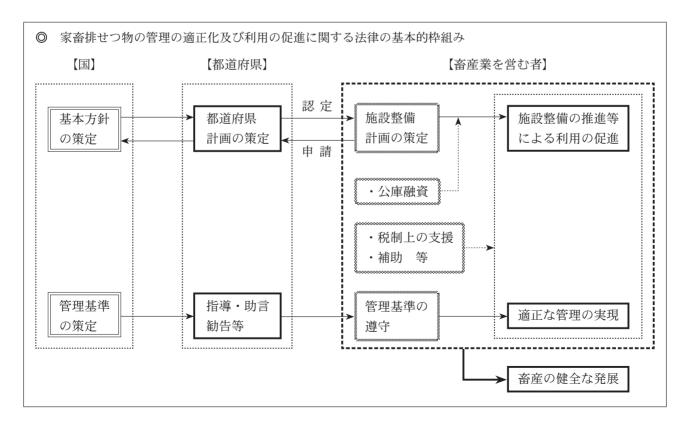


◎ 管理基準(規則)

- ◇ 施設の構造に関する基準 (規則1-①)
 - イ 固形状の家畜排せつ物 (ふん) の管理施設は、不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
 - ロ 液状の家畜排せつ物 (尿やスラリー) の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
- ◇ 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
 - イ 家畜排せつ物は、施設において管理すること。
 - ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。
 - ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
 - 二 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
 - ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、及び処理の方法別の数量について記録すること。
- ◇ 法対象外となる畜産業を営む者(規則1-2)

飼養する家畜の頭羽数が次の者は、管理基準を適用しない。

牛:10頭未満 豚:100頭未満 鶏:2,000羽未満 馬:10頭未満



家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年7月28日 法律第112号) 最終改正:平成23年8月30日

(目 的)

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義

第二条 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。 (管理基準)

- 第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設 の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準(以下「管理基準」という。)を定めなければならない。
- 2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

(指導者の助言)

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。 (勧告及び命令)

- 第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準 に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告 をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (基本方針)
- 第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
 - 二 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項
 - 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
 - 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項
- 3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せ つ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を 定めるものとする。
- 3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 家畜排せつ物の利用の目標
 - 二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項
 - 三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項
- 4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林 水産大臣に報告しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定)

- 第九条 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。) を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出 して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 処理高度化施設の整備の目標
 - 二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期
 - 三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県 計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

(計画の変更等)

- 第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、 当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければな らない。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従って 処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 (株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)
- 第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条 に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期 かつ低利の資金であって認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な もの(他の金融機関が融通することを困難とするものであって、資本市場からの調達が困難なものに限る。) の貸付けの業務を行うことができる。
- 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。
- 3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せ

つ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)第十一条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とする。

(研究開発の推進等)

第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画 の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改 廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定 めることができる。

(罰則)

- 第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成一三年四月一一日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本政策投資銀行

法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則(平成二三年五月二日法律第三九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から 第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前 の例による。

(会社の業務の在り方の検討)

第五十二条 政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成二三年八月三〇日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施 行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- ○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行会

(平成11年10月29日 政令第348号)

最終改正: 平成20年9月19日

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(家畜の範囲)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (以下「法」という。)第二条の政令で定める家畜は、馬とする。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

- 第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五 厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については八年とする。
- ○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(平成11年10月29日 農林水産省令第74号)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第三条第一項、第八条 第一項、第九条第三項及び第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家畜排せつ物の管理の適正化 及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(管理基準)

- 第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。
 - 一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備 に関する基準
 - イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。 以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
 - ロ 液状の冢畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。
 - 二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
 - イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
 - ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。
 - ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
 - 二 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。
 - ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。
- 2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあっては十頭未満、豚にあっては百頭未満、鶏に あっては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(都道府県計画)

- 第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。
- 2 都道府県は、法第八条第三項の規定により農林水産大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該都道府県計画及びこれに定める法第八条第二項第一号及び第二号に規定する事項が適当であるかどうかを判断する ために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定基準)

第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。
- 二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。

附則

この省令は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号の規定は、当該各号に 掲げる日から施行する。

- 一 第一条第一項第二号ホの規定平成十四年十一月一日
- 二 第一条第一項第一号及び第二号イの規定平成十六年十一月一日

家畜排せつ物の発生量等の記録について

家畜排せつ物の年間発生量等については、家畜排せつ物法施行規則で、一定規模以上の畜産業を営む者を対象 として平成14年11月1日から記録することとなっています。

家畜排せつ物を適正に管理するためには、排せつ物の発生量や利用量を、年間の記録を取ることにより、的確 に把握しておく必要があります。

しかし、記録の実施にあたっては、家畜排せつ物の発生量等は、飼料の給与量により異なるため、正確に把握することは難しいと思われます。

このため、簡便な方法で記録できるように様式が定められています。

1 対象となる畜産業を営む者

牛及び馬:10頭以上

豚:100頭以上 鶏:2,000羽以上

2 年間家畜排せつ物の発生量

家畜排せつ物の発生量は、次の式で求めます。

平均的な飼養頭羽数①×1頭当たりの排せつ量

別添の様式にしたがって記入すれば、産出できます。

3 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法は、①自家処理し、自己の経営内で利用、②自家又は経営外で処理し、経営外で利用、③浄化処理施設で処理、④焼却施設で処理、⑤その他(具体的に)の5つに分け過去1年間の処理別の割合を記入します。

4 その他

記録様式は、1ページで1年分です。

記入日、記入期間については、下の例を参考にして経営にあった期間で記入しましょう。

例1:R5年4月~R6年3月分をR5年度分としてR6年4月1日に記入する。

例2:R5年1月~R5年12月分をR5年度分としてR6年1月1日に記入する。

また、この記録は、家畜排せつ物の年間発生量等を記録するものであることから、毎年記録簿に記入のうえ 保管してください。

※次ページ「家畜排せつ物の発生量等に関する記録」は、下記からダウンロードすることが出来ます。

場所:県庁ホーム 〉県政情報 〉庁舎・組織の案内 〉農政部 〉畜産振興課 〉環境飼料

URL: http://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/gyoseijyoho/kanyoshiryo.html

令和 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

「期間:令和年月日

~令和 年 月 日

記入日:令和 年 月 日

1 年間の家室排せつ物の発生量

1	年間の家畜排せつ	物の発生量				(単位:t/年)	
畜		平均的な		羽)当たり ⊃物量	1年	手当たり排せつ4	物量
種	種類	飼養頭羽数 (頭、千羽) ①	ふ ん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
	搾 乳 牛		16. 6	4. 9			
乳	乾 乳 牛		10.8	2. 2			
用	未 経 産 牛		10.8	2. 2			
牛	育 成 牛		6. 5	2. 4			
	小 計		_	_			
肉	肉用種2歳未満		6. 5	2. 4			
用用	肉用種2歳以上		7. 3	2. 4			
	乳 用 種		6. 6	2. 6			
牛	小 計		_	_			
養	肥 育 豚		0. 77	1. 39			
	繁 殖 豚		1. 20	2. 56			
豚	小 計		_	_			
採	智能		21. 5				
採卵鶏	成鶏		49. 6				
	小 計		_				
ブ	ロイラー		47. 5				
	馬		8. 4	1. 8			

注1)平均的な飼養頭羽数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭羽数を用いる。

2 処理の方法及び処理方法別の数量

計

合

処 理 方 法	割合
型 · 一	ふん尿
①自家処理し、自己の経営内で利用	割割割
②自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割割割
③浄化処理施設で処理	割割割
④焼却施設で処理	割割割
⑤その他 ()	割割割
(割割割
合 計	10 割 10 割

- 注1)②は、堆肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入。
- 注2) ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理している場合はふん、液状物として処理している 場合には尿に記入する。
- 注3)割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

(3)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (みどりの食料システム法)の概要

ア 趣旨

農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講ずる。

イ 法律の概要

○ 環境と調和のとれた食料システムは、農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携することによってその確立が図られる。環境への負荷の低減と生産性の向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保する。(第3条関係)

国及び地方公共団体は、当該食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定・実施する責務を有する。 (第4条及び第5条関係)

○ 農林漁業者、食品産業等の事業者は事業活動を通じて、消費者は農林水産物等の選択を通じて、環境への負荷の低減に努める旨を規定。 (第6条関係)

国が講ずべき施策として、食料システムの関係者の理解の増進、技術の研究開発及び普及の促進、環境への 負荷の低減に資する生産活動の促進、原材料の利用の促進、農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進、環 境への負荷の低減状況の把握・評価手法の開発について規定。(第7条から第14条)

- 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度等の創設
 - ① 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動(土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等)の促進の意義、目標等に関する基本的な方針を定める。(第15条関係)
 - ② 一又は二以上の市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(本県では「とちぎグリーン農業推進方針」。)を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。(第16条から第18条まで関係)

ウ 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進

環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体(以下「農林漁業者」という。)は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができる。認定を受けた農林漁業者(これと連携する食品事業者等を含む。)に対しては、農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置を講ずる。(第19条、第20条及び第23条から第27条まで関係)

基本計画で定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動(集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境への負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動)を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができる。認定を受けた農林漁業者(これと連携する食品事業者等を含む。)に対しては、特例措置に加え、事業活動に必要な設備等の整備・活用に当たり、農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の特例措置を講ずる。(第21条から第30条まで関係)

エ 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定

認定を受けようとする農業者は、以下のうち1つ以上に関する環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、計画を実行する事業活動場所を管轄する農業振興事務所に申請する。

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e. 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化 石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

(4)肥料の品質の確保等に関する法律(旧肥料取締法)概要〔令和3年12月1日施行〕

① 目的

肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

② 肥料の定義

肥料とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため、土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物をいう。

③ 肥料の種類

肥料は、特殊肥料と普通肥料の2つに大別される。特殊肥料とは、農林水産大臣が指定する米ぬか、堆肥 その他の肥料をいい、普通肥料とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

家畜及び家きんのふんや堆肥は特殊肥料に分類される。また、指定された凝集促進剤を動物の排せつ物の処理に使用したものを原料とする肥料についても、「堆肥」等の特殊肥料として県知事への届出のみで生産・販売できる。(詳細については、P42「特殊肥料「動物の排せつ物」及び「堆肥」等の生産及び販売に係る届出について」を参照ください。)

なお、令和2年12月1日の施行により、普通肥料と特殊肥料を配合した肥料や、普通肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、「指定混合肥料」として、農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事への届出で生産できることとなった。さらに、令和3年12月1日の施行により、肥料の生産業者及び輸入業者に原料帳簿の備付けの義務付け、肥料の原料の虚偽宣伝の禁止等が改正された。

④ 登録·届出制度

特殊肥料を生産、輸入する場合には、その生産事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事への届出が必要となる。普通肥料を生産、輸入する場合には、事前に農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。指定混合肥料を生産、輸入する場合には、事前に農林水産大臣又は生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

なお、生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、その所在地を管轄する都道府 県知事に届け出なければならない。

詳細については、P44 [特殊肥料「動物の排せつ物」及び「堆肥」等の生産及び販売に係る届出について」「品質表示について」を参照ください。

特殊肥料「動物の排せつ物」及び「堆肥」等の生産及び販売に係る届出について

有償・無償に関わらず他の誰かに肥料を繰り返して渡す(譲渡する)場合、その肥料の銘柄ごとに登録や届出をしなければならない。肥料は、原料ごとに特殊肥料と普通肥料に分類される。下記の特殊肥料に該当する場合、生産事業場の所在する都道府県知事に届出る。

(栃木県窓口:農業環境指導センター (028-626-3086))

特殊肥料を指定する件(昭和25年6月20日農林省告示第177号) (抜粋)

動物の排せつ物(凝集促進材(別表に掲げるものに限る。)を加えたものを含む。以下同じ。)動物の排せつ物の燃焼灰

堆肥(わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く。)を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。)をいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。)

別表 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材

- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促准材
- 七 铁系無機凝集促進材

※上記の凝集剤以外を使用したものを原料とする肥料を生産する場合、普通肥料(汚泥肥料)として農林 水産大臣の登録を受ける必要がある

肥料の品質の確保等に関する法律は国内の肥料流通に関する法である。そのため、肥料を生産し全量自家消費する場合や「動物の排せつ物」を原料として肥料生産業者に供給する場合には届出の必要はない。また、イベント等で1回のみ肥料を配布する場合も届出は必要ない。しかし、2回以上渡すつもりでいるのならば制度にしたがう義務がある。

届出は、肥料の譲渡を始める1週間前までに下記の $1\sim3$ を提出する。なお、届出の受理前に、生産工程などの現地確認を行う場合がある。

届出内容は、下記のとおり。法人化や、法人の代表者の変更など届出内容に変更があった場合、農業環境指導センターに変更した日から2週間以内に届出る。変更した内容により書類が異なるため不明な場合は、農業環境指導センターに問い合わせる。

提出書類は、受付処理後副本が届出者に1部返送される。副本は、届出をした証明となるので生産を廃 止するまで大切に保管する。

○特殊肥料生産業者届(法第22条)

- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 肥料の種類(殊肥料を指定する件で指定された名称を記載する)及び名称、3 生産する事業場の名称及び所在地、4 保管する施設の所在地
- ○肥料販売業務開始届(法第23条)
- 1 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 販売業務を行う事業場の所在地、3 本県内にある保管する施設の所在地

各届出書の様式は、農業環境指導センターホームページからダウンロードできる

(http://www.pref.tochigi.lg.jp/g64/index.html)

- 1 提出書類(各2部)
- (1) 特殊肥料生産業者届出書
- (2) 肥料販売業務開始届出書
- 2 添付資料(各1部)
- (1) 生産工程の概要書

原料の入手先及び凝集剤や発酵促進剤等を使用している場合は必ず記載する。

(2) 氏名住所等を証明する書類の写し (コピーしたものでよい)

法人の場合:登記事項証明書

(全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

個人の場合:マイナンバーカードの表面、住民票、運転免許証、保険証等

- (3) 生産する事業所周辺の地図
- (4) 含有成分の分析証

窒素全量、りん酸全量、加里全量、炭素窒素比

重金属等は、含有量が多い場合表示する必要がある。

豚ぷんを原料とする場合は上記成分以外に亜鉛全量と銅全量

鶏ふんを原料とする場合は亜鉛全量と石灰全量

分析値が乾物あたりの場合は、水分含有量が必要。

特殊肥料の品質表示基準(平成12年8月31日 農林水産省告示第1163号) (抜粋) 主要な成分の含有量等については、銅全量にあっては豚ぷんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、亜鉛全量にあっては豚ぷん又は鶏ふんを原料として使用するものであって現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、石灰全量にあっては石灰を原料として使用するものであって現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、水分含有量にあっては乾物当たりで表示する場合に限り、それぞれ表示しなければならないものとする。

3 肥料 (製品) の見本 約500g

肥料生産業者は、生産に関する帳簿の記録及び表示をしなければならない。

「帳簿の備付け〕

肥料を生産・譲渡した場合、①生産・譲渡した年月日、② (複数の肥料を届出ている場合) 肥料の名称、③生産・譲渡した肥料の数量、④ (農家 (肥料の使用者) 以外に譲渡した場合) 譲渡した相手の氏名又は名称を事業場に備え付けた帳簿に記録し、2年間保管する。

袋詰め肥料を生産している場合は、袋詰めした日と数量を記録する。堆積させた状態で保管してあるもの をばらで譲渡するような場合は、生産と譲渡を同じものとして扱って差し支えない。

令和3 (2021) 年12月の法改正で生産している肥料の原料入手先が確認できる帳簿の記録が必要になった。 ただし、畜産農家が生産する肥料のような自社発生のみの動物の排せつ物と水分調整を目的とした植物質原料のみを使用した肥料は、原料の種類に係る情報については記録の対象外。

[品質表示]

肥料を譲渡する際に、肥料の名称や種類等について別紙のとおり品質表示する。ばら出荷やフレコン袋 詰め等袋に表示できない場合は、紙に印刷したものなどを渡すようにする。特殊肥料生産業者届出書の副 本が返送される際に、表示例もあわせて添付されるので活用する。

農業環境指導センターから毎年12月頃に様式が送付されるので、1年間(1月~12月)の譲渡した肥料の 生産量と出荷量について報告する。稲わら交換等販売を目的としない堆肥生産の場合、家畜排せつ物の発生 量から推定した堆肥量に配布した率を乗じた量を報告しても差し支えない。

(例) 堆肥100トンのうち70%を譲渡している場合、70トンが報告する生産量と出荷量になる。

品質表示について (堆肥又は動物の排せつ物を原料とするもの)

肥料を容器に入れる場合は、肥料の最小単位ごとに容器の外部の見やすい場所に直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないようにつけること。ばらの場合などは、表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡すこと。

表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色とし、消費者の見やすい大きさ、書体とする。

特殊肥料の品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできない。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称 〇〇〇	* 1
肥料の種類 堆肥	
届出をした都道府県	
栃木県届出 第〇〇〇号	
表示者の氏名又は名称及び住所	
0000	
栃木県〇〇〇市〇〇〇	
正味重量 〇キログラム(Δリットル)	※ 2
生産した年月 年 月	※ 3
原料 〇〇〇、〇〇〇	※ 4
備考: 生産に当たって使用された重量の大きい順である。	※ 5
主要な成分の含有量等(現物当たり)	
窒素全量 〇. 〇 %	
りん酸全量 〇. 〇 %	※ 6
加里全量 0.5%未満	
炭素窒素比 OO	※ 7

※ は、以下の記載内容を確認すること

文字の大きさは8.0ポイント(約2.8mm)以上。

肥料の正味重量が6キログラム未満の場合は、文字の大きさの制限は無い。

法改正前に届出を行っている銘柄は、当分の間は法改正前の表示が認められる。

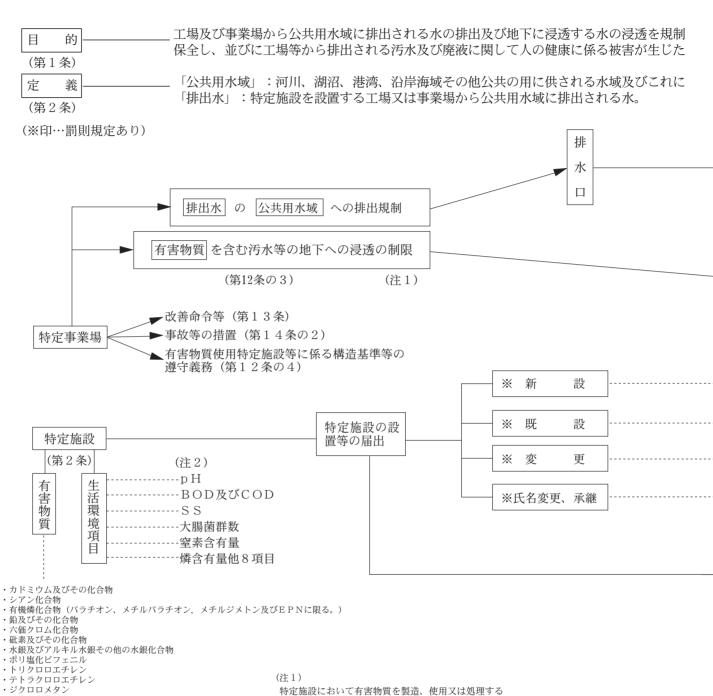
- ※1 特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称及び種類並びに氏名及び住所を記載する。
- ※2 キログラム単位で表示。同時に容積量をリットル単位で表示することもできるが、容積のみ表示することはできない。
- ※3 表示方法は、次のいずれかの例により記載する。(例:令和4年4月、4.4、2022.4)この 表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」の欄に記載する場所を表示し、その場 所に表示することができる。
- ※4 原料名は、「鶏ふん」、「もみがら」などの原料まで分解した一般的な名称で記載。
- ※5 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載する。表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載。
- ※6 「主成分の含有量等」は、肥料の使用者が施用する際に参考となる情報なので正確さが求められる。届出事項ではないため適宜、成分分析し表示値を修正する。窒素全量、りん酸全量、加里全量は、現物当たりの含有量を%単位で小数点以下第1位までを表示する。含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができる。
- ※7 炭素窒素比は、整数で表示する。

(5) 環境保全関係法令の概要

法 律 (条 例) 名	一般	的規	定	畜 産 関 係 規 定
環境基本法 (旧5.11.19法律第91号) 最終改正R3.5.19法律第36号 [環境森林政策課]	国民の健康で保にある。 保に寄与団体とは一次のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	:め、事業 住民の責 :に関する	者、国、 務を明確 施策の基	① 公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置 ② 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるような必要な措置 ③ 再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用
水質汚濁防止法 (S45. 12. 25法律第138号) 最終改正H29. 6. 2法律第45号 水質汚濁防止法に基づく排水基準 を定める条例 (S47. 3. 28栃木県条例第6号) 最終改正R2. 10. 12栃木県条例 第39号	工場出の表示 本本	及び地大といるのでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のできます。	に浸透す 用水域の が状況に 準(上乗	① 特定施設(畜房(豚房、牛房、馬房施設))の届出② 排水基準の遵守 畜房にあっては1日平均15㎡以上の排水を出す 施設について、B0D140mg/ℓ(日間平均90mg/ℓ)、 SS180mg/ℓ(日間平均120mg/ℓ)等の上乗せ基準、 排水基準違反の直罰規定 ③ 自主測定の実施及び記録保存、事故又は(基準 超過等)時の報告
悪臭防止法 (S46. 6. 1法律第91号) 最終改正H23. 12. 14法律第122号 [環境保全課]	工場、事業場 に伴って発生す 生活環境を保全	る悪臭を		規制地域における工場、事業場を規制対象とし、 臭気指数による規制基準を定めている。
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律 (S45. 12. 25法律第137号) 最終改正R1. 6. 14法律第37号 [資源循環推進課]	廃棄物の排出 より、生活環境 の向上を図る。			① 畜産農業に係る動物のふん尿と死体は、産業廃棄物である ② 産業廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理する責務がある ③ 廃棄物の不法投棄の禁止 ④ ふん尿の肥料としての使用方法が定められている
大気汚染防止法 (S43. 6. 10法律第97号) 最終改正R2. 6. 5法律第39号 [環境保全課]	ばい煙等の排 動車排出ガスに める等により大 る。	係る許容	限度を定	① ばい煙発生施設の届出 乾燥炉(火格子面積が1㎡以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上又は変圧器の定格容量が200KYA以上)及び廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上)② 排出基準の遵守 ③ 自主測定の実施及び記録保存、基準値超過時の報告
ダイオキシン類対策特別措置法 (H11.7.16法律第105号) 最終改正H26.6.18法律第72号 「環境保全課	ダイオキシン を行う。	類の排出	の規制等	① 特定施設の届出 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能 力が1時間当たり50kg以上) ② 排出基準の遵守 ③ 自主測定の実施と報告
化製場等に関する法律 (S23.7.12法律第140号) 最終改正H18.6.7法律第53号 化製場等の構造設備の基準等に関する条例(S59.7.2栃木県条例第22号) 最終改正H14.12.27条例第69号 [生活衛生課] ※R6.4.1からは[医薬・生活衛生課]	化製場、死亡 等製造貯蔵施設 は収容のための の構造設備に係 な基準等必要な	及び動物 施設につる る公衆律]の飼養又)いて、そ j生上必要	① 知事の指定区域内での動物飼養の許可制(牛.馬. 豚は1頭、めん羊・やぎ4頭、犬10頭、鶏100羽、あ ひる50羽以上) ② ①に係る畜舎等の構造基準等を定めている ③ 死亡獣畜取扱場の構造基準等を定めている
自然公園法 (S32.6.1法律第161号) 最終改正R3.5.6法律第29号 栃木県立自然公園条例 (S33.4.1栃木県条例第11号) 最終改正R5.3.17条例第6号	国立公園、県 た自然の風景地 用増進を図る。	立自然公 を保護し	園等優れ、その利	特別地域内で許可が必要となる主な行為 ① 工作物の新改・増築(但し道路等から20m以上の距離にある畜舎の新改・増築は許可不要) ② 指定湖沼等周辺での汚水の排出 ③ 屋外において知事が指定する物を集積し又は貯蔵すること。 ④ 知事が指定する区域内で当該区域が本来の生息地でない動物で知事が指定するものを放つこと(家畜を含む)特別保護地区内で許可が必要となる主な行為(上記①~④に加え) ⑤ 家畜の放牧(④に該当する場合を除き、届出)
自然環境の保全及び緑化に関 する条例 (S49. 3. 31栃木県条例第5号) [自然環境課]	県民の健康で 保に寄与するた 全の基本理念を 関する施策の基 定する。	.め、自然 :定め、環	深境の保 環保全に	特別地区内で許可が必要となる主な行為 ① 建築物その他の工作物の新·改·増築 ② 知事が指定する区域内で当該区域が本来の生息 地でない動物で知事が指定するものを放つこと (家畜を含む) ③ 指定湖沼等周辺での汚水の排出
河川法 (S39. 7. 10法律第167号) 最終改正R3. 5. 10法律第31号 [河川課]	河川について よる災害の発生 が適正に利用さ 機能が維持され 整備と保全がさ を総合的に管理	が防止され、 れ、 び れる よう	れ、河川の正常な	① 河川の流水または土地を占用する場合や河川区域内に工作物を新築、改築する場合等、河川管理者の許可等が必要 ② 河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止(ふん尿を捨てること)、制限(1日50㎡以上の汚水を排出する場合には届出)、または許可制

法 律 (条 例) 名	一般的規定	畜 産 関 係 規 定
下水道法 (\$33.4.24法律第79号) 最終改正R4.6.17法律第68号 [都市整備課]	下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する。	① 特定施設(畜房)の届出 規制基準の遵守 ・特定施設を設置している者は、政令び市町村下 水道条例で定める基準に適合しない下水を測定 してはならない。また、当該下水の水質を測定 し、記録しなければならない ・特定施設の有無にかかわらず、市町村下水道条 例の定めにより、下水による下水道施設への障害を除去するために必要な施設(除害施設)を 設け、又は必要な措置をしなければならない
水道原水水質保全事業の実施の 促進に関する法律 (H6.3.4法律第8号) 最終改正R5.5.26法律第36号 [生活衛生課] ※R6.4.1からは「医薬・生活衛生課]	水道原水の水質の保全に資する 事業の実施を促進する措置を講ず ることにより、安全かつ良質な水 道水の供給を確保する。	畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業(地方公共団体が行うものに限る)が「水道原水水質保全事業」に含まれる。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (S45.12.25法律第139号) 最終改正H23.8.30法律第105号 [経営技術課]	農用地の土壌の特定有害物質に よる汚染の防止、除去及びその汚 染に係る農用地の利用の合理化を 図るために必要な措置を講ずる。	カドミウム、銅、ヒ素を特定有害物質として定める。
栃木県環境基本条例 (H8. 3. 28栃木県条例第2号) [環境森林政策課]	県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境の保全についての基本理念を定めるとともに、 県、市町、事業者及び県民の責務を 明確にし、環境保全に関する施策の 基本となる事項を規定する。	① 事業活動に伴う公害の防止及び自然環境の保全のための措置 ② 事業活動に係る製品その他の物が使用、廃棄されることによる環境への負荷の低減 ③ 事業活動における再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用
栃木県生活環境の保全等に関する 条例 (H16.10.14栃木県条例第40号) 最終改正 (R5.4.1栃木県条例第1号)	県民の健康の保護及び快適な生 活環境の確保に寄与するため、公 害防止その他事業活動及び日常生 活に伴う環境への負荷の低減を図 るための措置に関し必要な事項を 規定する。	① 特定施設(悪臭)の届出 200頭以上の豚(生後5ケ月未満の豚を除く) 3,000羽以上の鶏(生後30日未満のひなを除く) の飼養に供する施設及び生鶏ふん置場、生鶏ふん 乾燥施設(1日の処理能力が500kg以上のものに限る)
[環境保全課]		② 規制基準の遵守 特定施設を設置している者は、規制基準を遵守 しなければならない ③ 工場又は事業場(悪臭に係る特定工場を除く) を設置している者は、施設の構造等に関する基準 を遵守しなければならない
循環型社会形成推進基本法(H12.6.2法律第110号)最終改正H24.6.27法律第47号	国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、循環型社会の形成についての基本原則を定めるとともに、国、県、事業者等の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を規定する。	事業者の責務 ① 廃棄物等の発生抑制のための措置 ② 循環資源の利用もしくは利用が行われるために必要な措置 ③ 循環的な利用が行われない循環資源(ふん尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの)の適正処分 ④ 再生品の使用等に努める
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (H12.6.7法律第116号) 最終改正R5.6.16法律第63号	食品廃棄物等について、その発生の抑制や減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進する。	食品関連事業者が、肥飼料等製造業者及び農林漁業者等と共同して「再生利用事業計画」を作成、認定を受ける仕組みを設けた。また、登録再生利用事業者や再生利用計画の認定を受けた製造・販売業者等は肥料取締法及び飼料安全法の特例として、手続きの簡略化や届出を不要とした。
土壌汚染対策法 (H14.5.29法律第53号) 最終改正H29.5.19法律第33号 [環境保全課]	国民の健康を保護することを目 的とし、土壌の特定有害物質によ る汚染の状況の把握及び健康被害 の防止に関する措置を定める。	3,000㎡以上(有害物質使用特定施設に係る土地にあっては900㎡以上)の土地の形質の変更(掘削・盛土)を行う場合は、軽易な場合を除き、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出。
栃木県土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例 (H10.12.25栃木県条例第37号) 最終改正H24.3.28条例第9号 [廃棄物対策課]	県民の生活の安全を確保すると ともに生活環境の保全を図ること を目的とし、土砂等の埋立て等に ついて、土壌の汚染及び災害の発 生の防止に係る必要な事項を規定 する。	3,000㎡以上の土砂等の埋立て等を行う場合は、 許可が必要。
特定特殊自動車排出ガスの規制等 に関する法律 (H17.5.25法律第51号) 最終改正H29.5.31法律第41号	特定特殊自動車の使用について 規制を行うこと等により、排出ガスを抑制することで、大気汚染を 防止し、生活環境を保全する。	特定特殊自動車(自動車登録番号標がない特殊車両)を対象に技術基準適合等の表示を付けた特定特殊自動車の使用を義務付け。
「ンドンロルトプトル」	<u>L</u>	<u> </u>

(6) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)



- ·四塩化炭素
- ・1,2-ジクロロエタン ・1,1-ジクロロエチレン
- ・1,2-ジクロロエチレン
- 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン
- ・1,3-ジクロロプロペン ・チウラム
- ・シマジン
- ・チオベンカルブ
- ・ガスハンハルン ・ベンゼン ・セレン及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物
- ・ふっ素及びその化合物 ・アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物・塩化ビニルモノマー
- ・1,4-ジオキサン

場合、当該特定施設を設置する工場・事業場(有害物 質使用特定事業場) からの地下浸透が制限されている (当該特定施設に係る汚水等を含むものに限る。)。 一般に、畜房施設の場合は有害物質使用特定事業場に 該当しないが、地下水汚染の原因となった場合には、

地下水の水質の浄化のための措置が求められる。

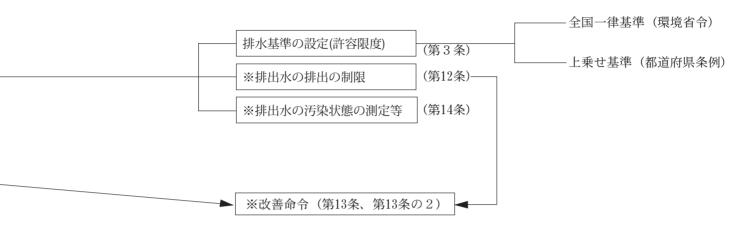
(注2)

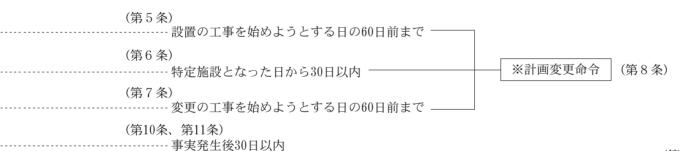
p H :水素イオン濃度 BOD: 生物化学的酸素要求量 COD: 化学的酸素要求量

SS :浮遊物質量

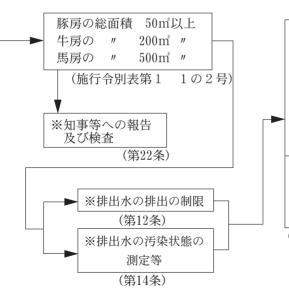
すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を 場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。





(第3条)



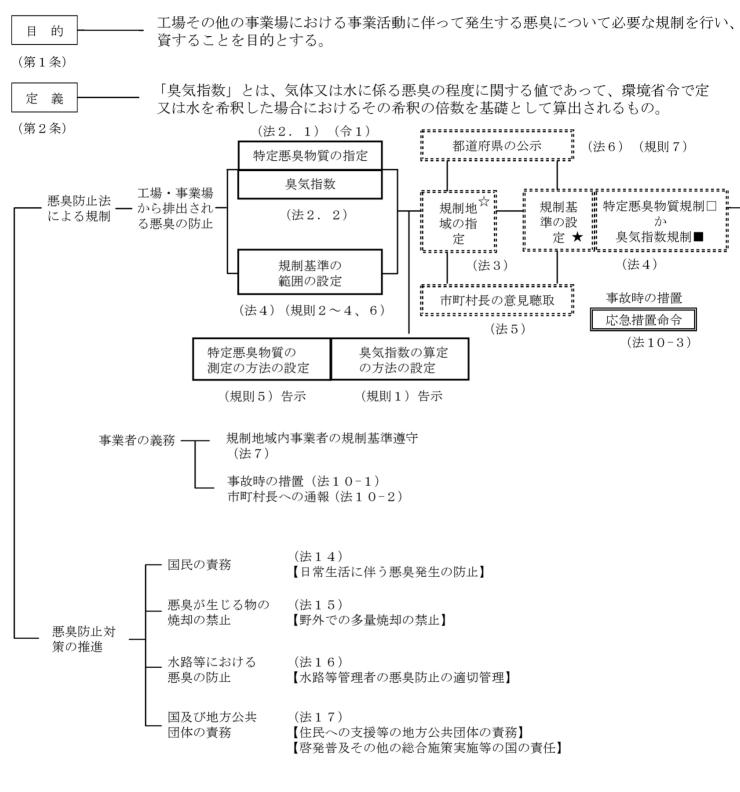
		排水基準(許容限度)
	項目	水質汚濁防止法	上乗せ基準(栃木県)
生	рН	5.8以上 8.6以下	
活	BOD COD		140mg/ℓ(日間平均 90) 140mg/ℓ(″ 90)
環	SS 大腸菌群数	200mg/ℓ(″ 150) 日間平均3,000個/cm³	180mg/ Q (" 120)
境	窒素含有量 燐含有量	120mg/ℓ(日間平均 60) 16mg/ℓ(″ 8)	20mg/ℓ(日間平均 10) 2mg/ℓ(″ 1)
項目	1日あたりのの特定事業場		畜房にあっては、排水量15㎡ 以上の事業場に適用
有害物質	アンモニウ アンモニウ 化合物、 西 政 化 合物 酸 化 合物	排出水量によらず ・豚房 400mg/ℓ (R7.6.30まで) ・牛房 300mg/ℓ (R7.6.30まで) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 30 まで)	
(注)	1. pH(水素/	(オン濃度) については、排出か	x量を問わず適用する。

- BODについては海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについては海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 電素含有量及び燐含有量については、環境大臣が定める湖沼及び海域の流 入域に限って適用する。なお、上乗せ基準については湯の湖、中禅寺湖水 域に限って適用する
- るに限り、温雨がある。 畜産農業 (豚房施設に係るものに限る。)については、環境大臣が定める 海域の流入域 (特定湖沼の流入域を除く。) に限って下記の暫定基準を適 研域が加入域 (特定側信の加入域を除^{*} 用する。(令和10年9月30日まで) 窒素含有量 130mg/ℓ(日間平均110) 燐含有量 22mg/ℓ(日間平均18)

(7) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)

: 国が行う事務

: 都道府県、市の長が行う事務



(注)

1. 図にあげた項目以外に、条例との関係等について定めてある。

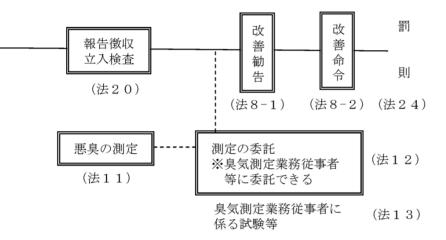
2. 事務の実施主体は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備 等に関する法律」(平成11年法律第87号)の施行(平成12年4月

1日) 以降のもの

: 市町村長が行う義務

その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に

めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体



規制地域☆

都市計画法に基づく用途地域及び市町長が必要と認める地域

○栃木県 (市を除く)

平成24年2月14日栃木県告示第71号 (最終改正:平成31年3月26日栃木県 告示第140号)

○各市

各市告示による

6段階臭気強度表示口

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
	(検知閾値濃度)
2	何のにおいか分かる弱いにおい
	(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

※特定悪臭物質の規制値は臭気強度2.5~3.5の間で定められる

本県の敷地境界における規制基準★

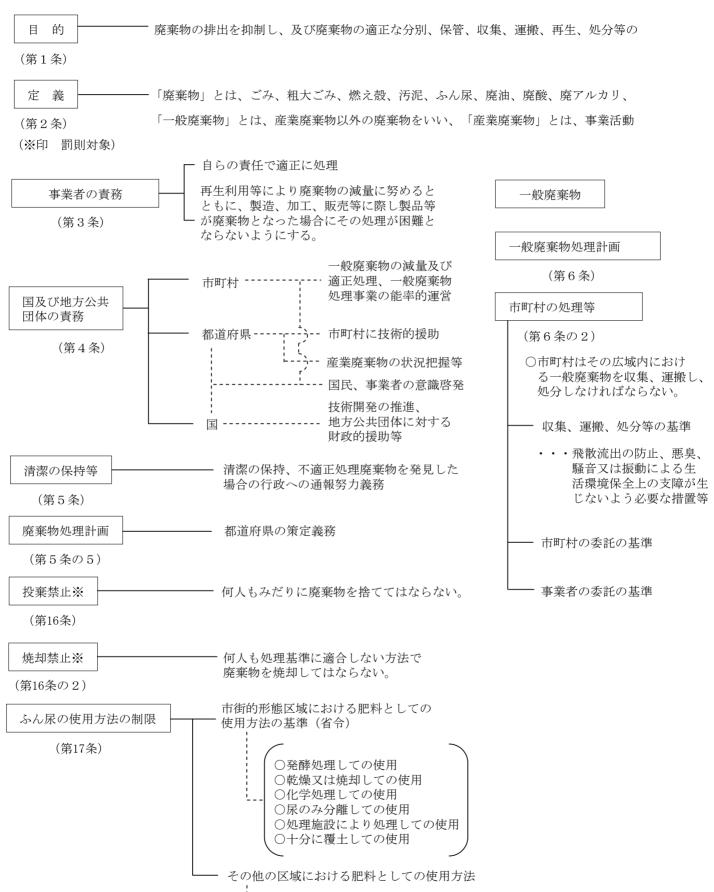
地	域	臭気指数
住居系地域		15
商業、工業系	地域	
市町長が必要	そと認め	15又は18
る地域		

※詳細は各市町ごとに定められている

(参考) 臭気指数の目安■

臭気指数	目安	
0	郊外のきれいな空気	
5	工場地域の空気	
10	梅の花	
15	化粧品売り場	
20	花火をしているとき・トイレの芳香剤	
25	線香・しょうゆ	
30	ガソリンの給油・たばこ	
35	コーヒー	
45	にんにくを炒めた時	

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)



--- ○生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法

処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。

に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの。

産業廃棄物

畜産農業に係る動物のふん尿及び動物の死体は、 産業廃棄物に該当します。

事業者及び地方公共団体の処理

(第11条)

○事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

事業者の処理

(第12条)

収集、運搬、処分等の基準

・・・飛散流出の防止、悪臭、騒音又は振動による生活環境保全上の支障が生じない よう必要な措置等

- 運搬までの保管基準※

・・・保管場所の囲い及び掲示板の設置、飛散流出、地下浸透及び悪臭発散の防止、 ねずみ、蚊、はえ等の害虫の発生防止等

事業者の委託の基準※

・・・許可をもつ産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者への委託、書面による委託 契約書の締結、保存(5年間)等

産業廃棄物管理票(マニフェスト制度)※

(第12条の3)

- ・・・マニフェストの交付、保存(5年間)等
- ・・・マニフェスト交付等状況報告の提出(毎年度)等

罰則

(第25条から第34条まで)

- 無許可業者への産業廃棄物の処理の委託 ・・・5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

- 廃棄物の不法投棄、廃棄物の焼却 ・・・5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金

- マニフェスト不交付、虚偽交付 ・・・1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(9) 栃木県生活環境の保全に関する条例

① 悪臭に係る特定施設と各々の規制基準について(抜粋)

· ·	心大に所る特定地域と自己がに(以行)											
	特定施設(規則別表第1(6))	規制基準(規則別表第3 (6))										
3	200頭以上の豚(生後5ヶ月未満の豚	1 施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。										
	を除く。)の飼養の用に供する施設	2 施設の床は、コンクリート構造とし、蓋側溝を有すること。										
		3 ふん尿その他悪臭を発生する汚物は、密閉構造の貯留槽又										
		はそれと同等以上の効果を有する建造物に集めること。										
4	3,000羽以上の鶏(生後30日未満のひ	1 施設の内部及び周辺部は、常に清潔に保つこと。										
	なを除く。)の飼養の用に供する施設	2 施設は、外部にふん尿が流れ出さない構造とすること。										
		3 住居集合地域では、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。										
7	鶏ふんの乾燥の用に供する施設であっ	1 生ふんは、覆いをかけて保管すること。										
	て次に掲げるもの	2 施設には、有効な脱臭装置が設置されていること。										
	ア 生ふん置場											
	イ 生ふん処理施設(1日の処理能力											
	が500キログラム以上のものに限る。)											

特定施設設置の届出・・・設置の工事を始めようとする日の30日前まで(第25条)

改善勧告等・・・規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれることが認められる場合、特定 施設の構造等を改善すべきことを勧告することができる(第34条1項)。

上記勧告に従わない場合、勧告に従うべきことを命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずることができる(第34条2項)。

罰則・・・第34条2項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する (第69条)。



② 悪臭の防止のための措置 (第33条)

対象	悪臭の防止のための遵守事項(規則第25条)							
工場又は事業場(悪臭	1 悪臭を発生する原料、製品等は、悪臭がもれにくい容器に収納し、又は覆い							
に係る特定工場等※を	をかける等の措置を講じて保管すること。							
除く)	除く) 2 屋内で悪臭を発生する作業を行う工場又は事業場は、作業場所を清潔に保							
	ち、又は建物の機密性を高める等周辺の生活環境を損なうことのないよう必要							
※特定施設を設置する	な措置を講ずること。							
工場又は事業場	3 悪臭を発生する作業は、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合は、							
	屋外において行わないこと。							
	4 強度の悪臭を発生する工場又は事業場には、有効な脱臭装置を設置するこ							
	と。							

Ⅱ参考資料

○ 畜産環境問題の現状

(1) 家畜ふん尿処理利用の基本的な考え方

本県の畜産は恵まれた立地条件のもとに順調な発展を続け、現在の飼養頭羽数は、乳用牛54,000頭、肉用牛84,900頭、豚299,800頭及び、探卵鶏6,020千羽、ブロイラー460千羽で、これらの家畜から排泄される ふん尿は1日約7,436t、年間約2,714千tと推定される。

近年、家畜の頭羽数及び飼養戸数は、減少傾向にあるが、1戸当たりの飼養頭羽数は増加傾向にあるが、 ふん尿の処理については、適正な堆肥生産のための労力不足や処理施設の老朽化等が課題となっている。 また、都市化の進展による混住化が進んでいること等から、ふん尿の処理問題に起因する苦情が発生している。

一方、本県の耕地面積は、121,400haであるが、有機質肥料の投入の減少と化学肥料の連用の結果、土壌の肥沃性を低下させるとともに、連作障害などの問題が発生しており、このような問題を改善するためには、家畜ふん尿等の有機質資材を必要とする。この必要量は、県内の家畜から排せつされるふん尿を上回るものと推定されるので、より一層家畜ふん尿を資源として活用しなければならない。

さらに、環境問題においては2050年までにカーボンニュートラル実現を目標としており、耕畜連携の推進による環境負荷軽減の取組の重要性が増している。

このため、畜産農家と耕種農家との組織的な連携のもとに堆肥等を積極的に農地に還元し、土づくり等による持続的かつ循環的な農畜産業の実現を図るものとする。

現在、農地還元に至るまでの家畜ふん尿の処理方法には、堆肥化処理、発酵乾燥処理、天日あるいは火力などを利用する乾燥処理、ふん尿混合液のまま腐熟させる液肥化処理などが用いられているが、家畜ふん尿の農地還元をスムーズに行うためには、堆肥の均一化や取り扱いやすい形態にするなど、耕種農家のニーズに合った付加価値の高い堆肥の生産推進に取り組んでいく必要がある。

家畜排せつ物排出量(実量)

		飼養頭羽数	\$	h	J.	录	言	†
区	分	(頭羽)	原単位 kg/日頭羽	排せつ量 年間 (千t)	原単位 kg/日頭羽	排せつ量 年間 (千t)	年 間 (千t)	割 (%)
乳用牛	搾乳牛 乾乳牛·未経産 2才未満	34, 400 8, 490 11, 100	45. 5 29. 7 17. 9	571 92 72	13. 4 6. 1 6. 7	168 18 27	739 110 99	27. 2 4. 1 3. 6
	計	53, 990		735		213	948	34. 9
肉用牛	2 才未満 2 才以上 乳用種	26, 310 18, 060 40, 500	17. 8 20. 0 18. 0	170 131 266	6. 5 6. 7 7. 2	62 44 106	232 175 372	8. 5 6. 4 13. 7
	計	84, 870		567		212	779	28. 7
豚	6 カ月未満 6 カ月以上	268, 760 31, 110	2. 1 3. 3	206 37	3. 8 7. 0	372 79	578 116	21. 3 4. 3
	計	299, 870		243		451	694	25. 6
採 卵 鶏	6 カ月未満 6 カ月以上	908, 000 5, 112, 000	0. 059 0. 136	19 253		-	19 253	0. 7 9. 3
	計	6, 020, 000		272	-	-	272	10. 0
ブロイラー		460, 785	0. 130	21	_	_	21	0.8
合計	. Land II. Har			1, 838		876	2, 714	100

^{※1} 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養頭羽数は農林水産省畜産統計(令和5年2月1日現在)より ブロイラーの飼養羽数は令和4年度家畜排せつ物法施行状況調査結果(令和4年12月1日現在)より ※2 原単位は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構公表(1997年)より引用

(2) 畜産環境問題の発生状況

① 家畜の種類別発生状況

下段 % 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 畜 種 37 30 32 34 26 乳用牛 (50.8)(56.7)(58.0)(46.4)(53.6)(46.9)(51.6)(31.4)10 8 10 9 3 11 6 8 肉用牛 (13.6)(17.9)(11.6)(15.6)(14.3)(5.0)(9, 7)(15.7)12 13 14 18 14 15 13 16 豚 (15.9)(23.2)(20.3)(28.1)(22.2)(25.0)(21.0)(31.4)5 6 9 5 4 4 8 5 採卵鶏 (8.2)(10, 7)(13.0)(7.8)(6, 3)(6, 7)(12, 9)(9.8)0 2 0 1 0 0 0 1 ブロイラー (0.0)(0.0)(0.0)(3.2)(0.0)(1.6)(1.6)(0.0)3 1 1 2 4 2 1 6 その他 (蜂、馬など) (3.2)(6.7)(3.2)(4.9)(1.8)(1.5)(1.6)(11.8)

64

63

60

62

51

② 苦情の種類別発生状況

61

56

69

計

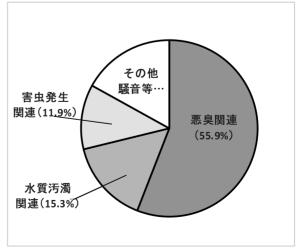
	7.10									
種類	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
悪臭関連	41	37	44	49	46	51	42	33		
心人內廷	(62. 1)	(59.7)	(56.4)	(59.0)	(58. 2)	(68. 9)	(60.0)	(55.9)		
水質汚濁	6	11	13	17	13	11	17	9		
関連	(9. 1)	(17. 7)	(16. 7)	(20.5)	(16.5)	(14. 9)	(24.3)	(15. 3)		
害虫発生	12	8	8	12	9	6	7	7		
関連	(18. 2)	(12. 9)	(10. 2)	(14. 5)	(11. 4)	(8. 1)	(10.0)	(11. 9)		
その他	7	6	13	5	11	6	4	10		
(騒音など)	(10. 6)	(9.7)	(16. 7)	(6. 0)	(13. 9)	(8. 1)	(5. 7)	(16. 9)		
合 計	66	62	78	83	79	74	70	59		
発生経営体数	61	56	69	64	63	60	62	51		

※計:実件数(一部、1件につき重複項目発生あり)

①家畜の種類別発生状況

蜂、馬等 (11.8%) 採卵鶏 乳用牛 (31.4%) (9.8%) 肉用牛 (31.4%) (15.7%)

②苦情の種類別発生状況



「単位:上段 件」

○ 畜産環境対策事業の概要

堆肥舎等長寿命化推進事業 「国庫 (A L I C事業) 〕

1 事業目的

経年劣化している堆肥舎等の長寿命化を図るとともに、畜産環境規制の強化に対応するための新技術・優 良事例の情報収集、家畜飼養実態の検討を行うための事業に対して補助し、もって畜産業の安定的発展に資 する。

2 事業内容

地域の畜産農家の堆肥舎等の経年劣化の実態等を調査し、補修の実証の対象とする堆肥舎等を選定し、経 年劣化の状態に応じた補修方法を検討するとともに、補修に必要な資材を調達し、補修を行う堆肥舎等を所 有する畜産農家に提供、補修の結果をとりまとめ、畜産関係者に提供

(1) 事業実施主体

公募団体

(2) 事業対象者(取組主体)

農業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、畜産業を営む個人が構成員となってい る団体、畜産業を営む個人 等

- (3) 補助対象
 - ・堆肥舎等の長寿命化の補修等の実証に係る調査・検討等に要する経費
 - ・補修の実証に必要な資材に要する経費
 - ・簡易な堆肥化処理施設の整備の実証に必要な資材の経費 ※器具、工具、工事費等は対象外
 - ・家畜排せつ物の利活用、悪臭防止や汚水処理などに係る調査・情報収集 等
- (4) 補助率
 - ・補修の実証に係る調査・検討等に要する経費 : 定額
 - ・補修及び整備の実証に必要な資材に要する経費: 1/2以内

(上限:補修10千円/m³、整備:29千円/m³)

・家畜排せつ物の利活用、悪臭防止や汚水処理などに係る調査・情報収集:定額

畜産高度化推進リース事業のうち畜産環境対策リース事業

[国庫 (ALIC事業)]

1 事業目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進に必要な施設等の導入を、リース方式で支援 することで、畜産経営の安定的発展を図る。

2 事業内容

畜産農家等に対して家畜排せつ物処理に必要な施設や機械装置等及び貸付施設と合わせて導入する堆肥の 切り返しに必要な車両を貸し付ける事業

(1) 事業実施主体

(一財) 畜産環境整備機構

(2) 事業対象者(取組主体)

畜産業を営む個人、株式会社、農業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、 畜産業を営む個人が構成員となっている団体 等

- (3) リースの貸付対象機械補助対象
 - ・ふん尿処理施設
 - ・ふん尿処理機械・装置
 - ・悪臭防止用機械・装置 等

栃木県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

令和3年3月 栃木県農政部

目 次

第1章 栃木県の畜産と家畜排せつ物 一現状・課題一

- I 現状
 - 1 農業産出額、家畜の飼養状況
 - 2 家畜排せつ物等に関する現状
 - 3 畜産経営に起因する苦情の発生状況

Ⅱ 課題

- 1 家畜排せつ物の適正処理の困難化
- 2 適正な堆肥生産のための労力不足
- 3 堆肥の需給のミスマッチ
- 4 処理施設の老朽化
- 5 畜産環境問題

第2章 家畜排せつ物の利用を進めるために 一基本方針-

- I 家畜排せつ物に関する今後の見通し
 - 1 今後の動き
 - 2 家畜排せつ物の排出・利用の見込み量
- Ⅱ 家畜排せつ物の利用促進に関する基本的な対策方針
 - 1 堆肥の適正な利用の促進
 - 2 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進
 - 3 畜産環境問題への対応
- Ⅲ 家畜排せつ物の処理高度化施設及び脱臭施設等の整備
 - 1 飼養規模に応じた施設の整備
 - 2 堆肥の利用拡大に対応した機械整備
 - 3 家畜排せつ物のエネルギー利用に必要な施設の整備
 - 4 環境問題に対応可能な施設の整備
- IV 家畜排せつ物の利用等に関する技術の向上
 - 1 技術開発の促進
 - 2 情報提供及び指導に係る体制の整備
- V その他、家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項
 - 1 消費者や地域住民等の理解の醸成
 - 2 堆肥の適切な管理の徹底等による家畜防疫対策の強化

第1章 栃木県の畜産と家畜排せつ物

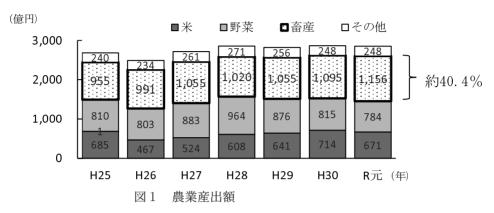
-現状・課題-

I 現状

1 農業産出額、家畜の飼養状況

(1) 農業産出額の推移

本県の畜産における農業産出額は、増加傾向で推移しており、令和元年度は、1,156億円(全国7位) と、農業全体の約40.4%を占めている。

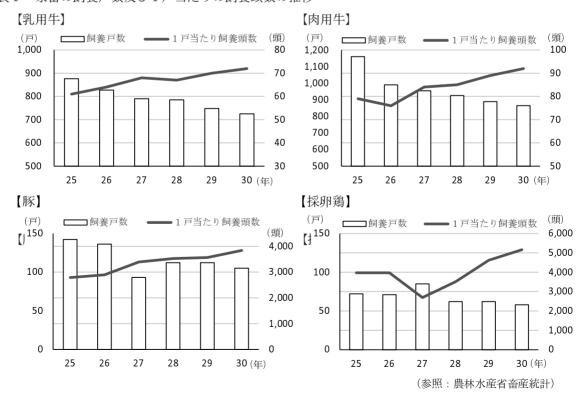


(2) 家畜の飼養戸数・頭数等の推移

本県における畜産農家の飼養戸数は減少傾向であるが、1戸当たり飼養頭羽数は全畜種において増加傾向で推移している。

また、平成30年度における畜種別の飼養頭数の順位は、乳用牛が全国2位、肉用牛が全国8位、養豚が全国7位と全国有数の畜産県である。

表1 家畜の飼養戸数及び1戸当たりの飼養頭数の推移



2 家畜排せつ物等に関する現状

(1) 適正管理

家畜排せつ物の処理の基本となる考え方として、家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないことから、畜産農家は、自ら処理施設の整備や維持・管理を計画的に行う必要がある。

本県においては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号、 以下「家畜排せつ物法」という。)に基づく管理基準は、ほぼ全ての適用対象農家において遵守されて いる。

(2) 家畜排せつ物の排出量

本県において1年間に排出される家畜排せつ物量は、約2,900千tと推定される。

表2 家畜排せつ物排出量(試算)

八日 水田	衣と 水田がピン物が山里(四井)							
		飼養	ふ	ん	厉	₹	計	
畜 種	区 分	頭羽数	原 単 位	排せつ量	原 単 位	排せつ量		
		(頭羽)	kg/日頭羽	年間 (千 t)	kg/日頭羽	年間 (千 t)	年間(千 t)	
	搾乳牛	32, 500	45. 5	539	13. 4	158	697	
郊田	乾乳牛·未経産牛	7, 800	29. 7	84	6. 1	17	101	
乳用牛	2才未満	11, 600	17. 9	75	6. 7	28	103	
	計	51, 900		698		203	901	
	2才未満	22, 900	17. 8	148	6. 5	54	202	
h = +	2 才以上	15, 960	20. 0	116	6. 7	39	155	
肉用牛	乳用種	36, 940	18. 0	242	7. 2	97	339	
	計	75, 800		506		190	696	
	6か月未満	316, 250	2. 1	242	3. 8	438	680	
豚	6か月以上	87, 150	3. 3	104	7. 0	222	326	
	計	403, 400		346		660	1, 006	
	6か月未満	1, 052, 000	0.059	22	_	_	22	
採 卵 鶏	6か月以上	5, 144, 000	0. 136	255	_	_	255	
	計	6, 196, 000		277	_	_	277	
ブロイラー		417, 000	0. 130	20	_	_	20	
合計				1, 847		1, 053	2, 900	

^{※1} 飼養頭羽数は、農林水産省畜産統計・定期報告参照(平成31年2月1日現在) ブロイラーの飼養羽数は、平成30年度家畜排せつ物施行状況調査結果参照(12月1日現在)

(3) 家畜排せつ物処理施設の整備状況

家畜排せつ物法に基づく管理基準対象農家1,263戸のうち、1,259戸 (99.7%) で管理施設が整備されている。

表3 家畜排せつ物法における管理基準のうち「構造設備基準」への対応状況(令和2年12月1日時点)

1		//\	m 1/1	C 21/21/14/10 17 6	, D.T.T. I		111 (222)	11 / L L L L L L L L L L L L L L L L L L	71 - H 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	畜		種	管理基準	管	理施設* (戸)	施設以外 (戸)	管理基準
	田	1生		対象農家(戸)	恒久 簡易 計		放牧・農地還元等	不適合(戸)	
4	Ł	用	牛	586	563	23	586	0	0
F	友	用	牛	516	416	99	515	1	0
才	養		豚	97	97	0	97	0	0
ŧ	采	卵	鶏	49	47	0	47	2	0
-	ブロ	イ	ラー	15	13	1	14	1	0
	1			1, 263	1, 136	123	1, 259	4	0
		ні		(100%)	(90.0%)	(9.7%)	(99.7%)	(0.3%)	(0.0%)

※管理施設:個人や共同利用による恒久的施設や堆肥盤+防水シートなどの簡易施設のこと (畜産振興課調べ)

^{※2} 原単位は、(一財)畜産環境整備機構「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術(2004年)」参照

(4) 飼料作物の作付面積等の推移

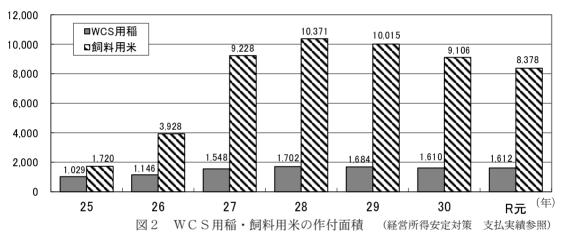
近年、青刈トウモロコシや混播牧草の作付面積はやや増加傾向であるが、WCS用稲・飼料用米の作付面積は減少傾向にあり、飼料作物全体としては横ばいで推移している。

表 4 飼料作物種類別作付面積 (ha) の年産別推移

種類別	H25	26	27	28	29	30	R元
青刈トウモロコシ	4, 510	4, 420	4, 500	4, 650	4, 680	4, 740	4, 850
混播牧草	6, 890	6, 870	6, 940	7, 180	7, 080	7, 090	7, 470
その他	3, 614	5, 928	11, 629	12, 939	12, 540	11, 570	10, 880
作付面積合計	15, 014	17, 218	23, 069	24, 769	24, 300	23, 400	23, 200
対前年比(%)	_	115	134	107	98	96	99

- ※ 農林水産統計参照
- ※ 混播牧草には、イネ科牧草を含む。 その他はソルゴー、WCS用稲(青刈稲)、飼料用米。





(5) コントラクター等の外部支援組織の活動状況

飼料生産や作業受託(収穫・稲わら収集・堆肥散布等)を行うコントラクター等の組織数及び作業面積は、5年間で4組織、663ha増加しており、そのうち堆肥散布の作業面積については、5年間で129ha増加しているが、オペレーター不足や作業時期の集中により適期作業が困難となっている組織がある。

表5 コントラクター等の組織数及び作業面積の推移

	組織数	(組織)	作業面積(ha)						
地域	H27年	R 2 年		H27年度	R2年度				
			合計	うち堆肥散布	合計	うち堆肥散布			
県北	6	9	748	122	1, 257	364			
県央	9	10	771	99	765	28			
県南	4	4	256	50	416	8			
合計	19	23	1, 775	271	2, 438	400			

(畜産振興課調べ)

3 畜産経営に起因する苦情の発生状況

(1) 苦情発生件数

苦情発生件数は、60~90件程度で推移し、約6割を悪臭関連が占めており、家畜排せつ物の管理状況や 未熟堆肥の散布等が要因の一つとなっている。

表6 苦情の種類別発生状況

(単位:件、%)

種 類	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年
悪臭関連	51	51	60	41	37	44	49
一	(73.9)	(67.1)	(63.8)	(62.1)	(59.7)	(56.4)	(59.0)
水質汚濁	3	7	5	6	11	13	17
関連	(4.3)	(9.2)	(5.3)	(9.1)	(17.7)	(16.7)	(20.5)
害虫発生	3	7	5	12	8	8	12
関連	(4.3)	(9.2)	(5.3)	(18.2)	(12.9)	(10.3)	(14.5)
スの地	12	11	24	7	6	13	5
その他	(17.4)	(14.5)	(25.5)	(10.6)	(9.7)	(16.7)	(6.0)
合 計	69	76	94	66	62	78	83
発生経営体数	69	69	88	61	56	69	64

(畜産振興課調べ(畜産経営に起因する苦情発生状況調査))

(2) 悪臭関連苦情の畜種別発生状況

平成27~令和元年度における各畜種の飼養戸数に対する苦情発生率の平均値は、豚が10%と高く、次いで鶏が6%となっている。

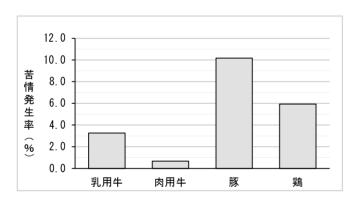


図3 悪臭関連苦情発生率 (H27~R元平均) (畜産振興課調べ)

Ⅱ 課題

現在、以下のように多くの課題が顕在化してきているが、今後、更なる規模拡大に伴う家畜排せつ物量の増加及び高齢化に伴う労働力の不足等により、適正処理の困難化や堆肥の偏在化等が進行することが懸念される。

1 家畜排せつ物の適正処理の困難化

畜産経営において、家畜排せつ物処理施設等の整備は優先順位が低くなる傾向にあるため、一部の農家では更なる規模拡大に伴い、一時的な処理能力の不足が懸念される。

また、おがくずは、木質バイオマス発電所等への需要が増加していることから、堆肥化に必要なおがくず 等の副資材が不足することが予想される。

2 適正な堆肥生産のための労力不足

農家の高齢化に伴う労働力低下や規模拡大に伴う飼養管理作業の負担増大等により、家畜排せつ物の適正 な処理にかける労働力や時間が十分に確保できない農家がある。

また、十分に堆肥化されていない未熟堆肥の施用は、悪臭の発生や雑草の増加、作物の病害虫発生等の原因となる。

3 堆肥の需給のミスマッチ

畜産農家の多い県北地域では、堆肥の生産量が需要量を超え、草地・飼料畑への施用量が過剰となっている農家が散見されるが、県央県南地域では、地域内で堆肥を確保できていない耕種農家も少なくない。また、一部の大規模養豚・養鶏農家の堆肥は、広域流通が主体となることから、県内では利用されないことがある。

4 処理施設の老朽化

家畜排せつ物法の本格施行(平成16年11月)から16年が経過し、処理施設の老朽化が進んでおり、維持・修繕費等が畜産農家の大きな負担となっている。特に、後継者のいない畜産農家では、新たな投資を躊躇するケースも多く、老朽化した施設の利用を続けることで、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が懸念されている。

広域堆肥センターにおいては、利用する畜産農家の減少や施設の老朽化に伴う維持・修繕費の増大による 運営難により、稼働中止を選択している事例がある。

	, ,	•					
11k 1-4	堆肥セ	ンター設置数(か所)	利用畜産農家(戸)			
地域	平成27年度	令和2年度	増減	平成27年度	令和2年度	増減	
県北	1	1	0	39	19	▲ 20	
県央	4	3	▲ 1	74	36	▲38	
県南	2	1	▲ 1	8	3	▲ 5	
合計	7	5	▲2	121	58	▲ 63	

表7 県内の広域堆肥センター(R2.12月時点)

5 畜産環境問題

混住化が進む中、畜産農家の規模拡大等により、畜産経営に起因する苦情は深刻化しており、悪臭関連が約60%、水質関連が約20%を占め、廃業を考える畜産農家も出てきている。

悪臭関連では、悪臭に対するイメージから、畜産農家の新規参入者や規模拡大に対して反対する個人や地域が増えており、周辺住民からの理解を得ることが困難となっている。

第2章 家畜排せつ物の利用を進めるために

一基本方針—

I 家畜排せつ物に関する今後の見通し

1 今後の動き

栃木県農業振興計画及び栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画等において、目標年度を令和12年度とし、畜産の産出額拡大及び肉用牛・乳用牛の増頭・増産等に取り組むに当たり、家畜排せつ物の増加が見込まれる。また、耕種・園芸農家の土づくりを促進するに当たり、肥料法の改正により堆肥と化学肥料等の混合に関する規制が緩和され、堆肥の高付加価値化や流通の広域化の可能性が広がる。

環境問題においては、現在、国が「みどりの食料システム戦略」の検討を進めており、令和3年度に策定 予定である。目標は、2050年までにカーボンニュートラルを実現することとなっており、耕畜連携による環 境負荷軽減等の革新的な技術・生産体系の開発への取組を検討している。

一方、国内において豚熱等の家畜伝染病が発生していることから、病原体をまん延させる要因の一つとなり得る家畜排せつ物の適切な処理及び管理に対する重要性が増している。

2 家畜排せつ物の排出・利用の見込み量

令和12年度における家畜排せつ物量は、家畜飼養頭数から年間で3,321千t(ふん:2,082千t、尿1,239千t)と見込まれ、このうち、堆肥利用に仕向けられるのが約2,407千t、液肥量が約142千t、浄化処理が約772千tと推定される。

表 1 令和12年度家畜排せつ物排出量の試算

	1 141811 人公田州 6 2 775 国王 2 1875									
		飼養	ふ	ん	5	Ŕ	言	†		
畜 種	区 分	頭羽数※1	原単位※2	排せつ量	原 単 位	排せつ量	年間	割合		
		(頭羽)	kg/日頭羽	年間 (千 t)	kg/日頭羽	年間(千t)	(千t)	(%)		
	搾乳牛	34, 620	45. 5	574	13. 4	169	743			
乳用牛	乾乳牛·未経産牛	8, 310	29. 7	90	6. 1	18	108			
孔用干	2 才未満	12, 360	17. 9	80	6. 7	30	110			
	計	55, 290		744		217	961	29		
	2 才未満	30, 330	17. 8	197	6. 5	71	268			
肉用牛	2 才以上	21, 070	20. 0	153	6. 7	51	204			
内用于	乳用種	36, 400	18. 0	239	7. 2	95	334			
	計	87, 800		589		217	806	24		
	6か月未満	385, 360	2. 1	295	3. 8	534	829			
豚	6か月以上	106, 190	3. 3	127	7. 0	271	398			
	計	491, 550		422		805	1, 227	37		
	6か月未満	1, 157, 00	0.059	24	_	_	24			
採卵鶏	6か月以上	5, 676, 000	0. 136	281	_	_	281			
	計	6, 833, 000		305	_	_	305	9		
ブロイラー	_	457, 000	0. 130	22	_	_	22	1		
合計				2, 082		1, 239	3, 321	100		

※1 飼養頭羽数

乳用牛・肉用牛:「栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画(令和3年3月)」における目標頭数 豚:「栃木県家畜改良増殖計画(令和3年3月)」における目標頭数 採卵鶏、ブロイラー:県畜産振興課調べ

※2 原単位: (一財) 畜産環境整備機構「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術(2004年)」参照

Ⅱ 家畜排せつ物の利用促進に関する基本的な対策方針

1 堆肥の適正な利用の促進

今後、増加が見込まれる家畜排せつ物の利用拡大を進めるため、畜産農家における堆肥の生産・供給 状況及び耕種農家のニーズ等をアンケート調査し、下記対策をより効率的に進めるための検証を行う。

(1) 適切な堆肥化の推進

土づくり等による、持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、家畜排せつ物は、堆肥化等を通じて可能な限り肥料として耕地に還元することが望まれる。

さらに、適切に堆肥化してから耕地に還元することにより、家畜排せつ物を未処理のまま耕地に還元する場合と比べ、水分や悪臭が減少し、取り扱いやすくなることに加え、十分に発酵熱を上昇させることで雑草の種子、寄生虫、病原体を不活化させる効果等が期待される。

○適切な堆肥化に関する普及啓発及び研修会等の実施

(2) 耕種農家及び肥料メーカーのニーズに応じた堆肥生産の推進

今後、増加が見込まれる家畜排せつ物の利用促進に当たり、堆肥を利用する耕種農家等のニーズに応じた堆肥の生産を進めていくことが重要となる。

そこで、耕種農家等のニーズ(価格、品質、必要量、運搬・散布方法等)及び畜産農家の堆肥供 給状況の調査を行い、両者のマッチングを図り、良質な堆肥の地域内利用及び広域流通を推進する。

① 地域内での利用促進

- ○啓発資料等により、堆肥の適切な施用による自給飼料の増産を推進
- ○コントラクター等の外部支援組織の強化及び活用による堆肥利用の推進
- ○米麦のみでなく、露地野菜などの園芸作物への利用拡大を推進
- ○市町、関係団体等と連携し、畜産クラスター等の仕組みを活用した、耕畜連携の強化
- ○国庫事業等を活用した地域の堆肥センターの機能向上等の推進





(] : 具体的方策)

② 広域的な流通の円滑化

- ○広域の堆肥情報について、県、市町、関係団体、肥料メーカー等と連携し、情報を共有化
- ○堆肥の成分分析の実施、完熟化、ペレット化、化学肥料との混合等、堆肥の高品質化を推進
- ○ペレット化等による、輸送の効率化、散布の容易化等の取扱性の向上による付加価値向上及び コストの検討





(3) 適正な利用の促進

土づくりの促進においては、土壌診断に基づき、ほ場の状態を把握した上で適切に堆肥等を施用することが重要であるため、土壌診断の普及啓発に努める。

一方、農薬の成分(クロピラリド)等が残留した輸入飼料が家畜に給与された場合、その排せつ物から 生産された堆肥を通じて、園芸作物等の生育に障害を起こす可能性があるため、生育障害が生じやすい作 物への施用には注意が必要である。このため、農薬の成分(特にクロピラリド)等に関する情報提供(感 受性の高い園芸品目の周知、利用側への注意喚起等)に努める。

- ○十壌診断の推准
- ○クロピラリド等に関する資料や研修会等による情報発信

2 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進

家畜排せつ物を堆肥として循環利用する他に、資源の有効活用や、新たなエネルギー産業創出による農村の持続的発展のため、メタン発酵により生産されるバイオガスを再生可能エネルギー(燃焼、発電、LPガス化等)として利用することを推進する。ただし、メタン発酵は消化液の排出など家畜排せつ物処理としては完結しないことや、エネルギー利用の過程で温室効果ガスを排出すること、維持管理に多大なコストを要すること等課題も多いことから、導入には慎重な検討を要する。

- ○国庫事業等の各種支援制度に関する情報提供
- ○畜産酪農研究センターにおける既存のバイオガスプラント施設を利用した実証展示

3 畜産環境問題への対応

(1) 行政、関係団体、畜産農家等、地域全体で解決策を講じる体制の強化

農政部局と環境部局で連携し、畜産農家に適正な家畜の飼養管理、施設管理及び環境関係法令の遵守の 徹底を周知することにより、畜産環境問題の解決に努める。

また、畜産環境問題の根本的な解決に向けて、県と市町が連携して主導するかたちで、畜産農家だけでなく地域全体で問題解決に取り組む体制を構築し、必要に応じて話し合いの場を設定する。

- ○適正な飼養管理や施設管理に関する普及啓発
- ○畜産環境問題の解決に向けた検討会の開催

(2) 国、県等の補助事業や技術(臭気の見える化技術等)を活用した対策強化

家畜排せつ物の適切な処理は、畜産農家自らの責任において行うべきものであるが、施設・機械の整備については、融資制度や公共事業を含む国の補助事業、県・生産者団体による支援を活用し、県、市町、 生産者団体、その他の関係者とともに、地域の実情に応じた整備を関係者全体で検討していく。

また、畜産農家は、適正な家畜の飼養管理や施設管理、適切な堆肥化・エネルギー利用等と併せて、畜産環境に係る専門家の助言を参考にしつつ、必要に応じて施設・機械の整備・補修、有効な処理技術の導入、臭気対策及び汚水対策を効果的に進めることが必要である。

- ○国、県等の補助事業の分かりやすい概要の情報提供
- ○専門家等と連携し、県の技術等を活用した効率的な環境対策の推進

【事例】臭気の見える化技術を活用した調査・対策の実施

~指導体制~ 県・市町・関係団体・専門家・畜産農家等

検討会

調査・現状把握

対策・効果検証

検討会



Ⅲ 家畜排せつ物の処理高度化施設及び脱臭施設等の整備

【基本的な考え方】

家畜排せつ物の適切な管理及び利用拡大推進のためには、畜産農家が飼養規模に応じた処理施設を整備し、 適正な管理方法を習得することが必要である。特に規模拡大等においては、地域住民等の理解の醸成や環境 への配慮が重要となる。そのため、県は市町、地域の関係者及び関係機関等と連携し、畜産農家に対する指 導を行う。

また、老朽化した家畜排せつ物処理施設の処理能力低下による悪臭の発生や汚水の漏出を防ぐため、計画的な補改修や機能強化が重要である。

〇以下の事項に留意して家畜排せつ物の処理高度化施設※等の補改修及び整備を推進する。 (※送風装置を備えた堆肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設)

1 飼養規模に応じた施設の整備

- ・飼養規模拡大の際には、既存の処理施設の能力を勘案した頭数を上限とする。
- ・既存施設の能力を超える場合は、目標飼養頭数の処理が可能な処理施設とする。
- ・臭気が増加する可能性があることから、規模拡大には脱臭施設等の設置を推進する。

2 堆肥の利用拡大に対応した機械整備

・堆肥の広域流通を行う場合は、ペレット製造機や袋詰め装置等の導入を支援する。

3 家畜排せつ物のエネルギー利用に必要な施設の整備

・メタン発酵施設等のエネルギー利用施設は、建設・管理コスト及び更新費用等が高額となる ことから、長期的な経営シミュレーションを行い、十分に精査した上で推進する。

4 環境問題に対応可能な施設の整備

・畜産環境問題が発生している、または、発生する恐れのある場合は、悪臭等の苦情の要因を 除去するために必要な施設・機械等の補改修・整備を推進する。

【県内事例1】ペレット製造機の導入

補助事業を活用してペレット製造機を導入した養豚農家において、ペレット化した堆肥を耕種農家に提供し、生産された飼料用米を豚に給与することで、耕畜連携を図っている。

【県内事例2】 堆肥袋詰製造工場の整備

大規模農場(牛)において、堆肥発酵処理施設及び堆肥袋詰製造工場を整備し、二次発酵処理した完熟堆 肥を牛床で再利用するとともに、園芸・農業用として、袋詰め製品堆肥を地域の農協・園芸農家・肥料販売 業者等の関係先へ幅広く販売している。

(参考) 家畜排せつ物処理施設の現状 (令和元年度)

(件)

畜種	堆肥化施設	開放型強制 発酵施設	密閉型強制 発酵施設	脱臭装置	メタン 発酵施設	炭化施設
酪農	553	183	1	6	1	0
肉用牛	678	79	1	10	0	0
豚	91	48	25	12	0	0
採卵鶏	46	23	0	5	0	1
フ゛ロイラー	14	2	0	2	0	0
合計	1382	335	27	35	1	1

IV 家畜排せつ物の利用等に関する技術の向上の促進

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用に関する耕種農家のニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用 的な処理技術の開発を促進することが重要である。このため、畜産酪農研究センターを中心に、農業試験場、 国、独立行政法人、大学、民間企業等との連携を図りつつ、これまでの研究成果も踏まえ、必要な技術開発 及び試験等を進めていく。

- (1) 堆肥の利用拡大に関する技術
 - ○肥料法の改正を踏まえた新たな肥料や施用方法の検討
- (2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の促進に関する技術
 - ○既存のバイオガスプラント施設を利用した実証展示 等
- (3) 畜産環境問題の対策に関する技術
 - ○臭気の拡散防止技術や粉じん等の除去・蓄積防止技術
 - ○汚水処理施設の硝酸性窒素等の除去能力を高める技術
 - ○敷料・副資材不足対策技術
 - ○環境負荷を軽減する技術(地球温暖化防止等) 等

【これまでの研究成果の活用事例】

○臭気の見える化手法

畜環研式ニオイセンサを用いて、農場内の「臭気の見える化」をすることで、臭気発生 箇所が把握でき、各農場の臭気発生要因に応じた効率的な対策を実施できるようになった。

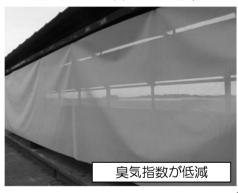


- 調査により、臭気の発 生箇所を把握。
- 臭気低減に向けた効 率的な対策を検討。

ニオイセンサ



<発酵施設への防臭カーテン設置>



○簡易な悪臭拡散防止法

排水処理施設に汚水が投入される際に発生 する強い臭気を抑制するため、臭気発生箇所 に臭気の拡散を抑える資材を設置する低コス トで効果のある臭気低減対策が、畜産農家に おいて導入されている。



2 情報提供及び指導に係る体制の整備

本県で、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図るためには、畜産農家等が適切な堆肥化技術や畜産環境対策に関する新たな技術に接し、容易に習得できるようにすることが重要である。そのため、県、市町や生産者団体が専門家の積極的な活用を図りつつ、適切な指導等を行えるよう、その体制整備を図る。

- ○技術等に関する情報の提供
- ○技術研修会やシンポジウムの開催
- ○国等の機関との連携による指導者の育成

∨ その他、家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 消費者や地域住民等の理解の醸成

畜産業の健全な発展を図るためには、家畜の飼養現場や臭気等に係る畜産環境対策に関する畜産農家の取組や努力について、処理施設の整備状況、整備に係る負担、それによる臭気や排水中の硝酸性窒素等の低減効果を含め、県、市町、生産者団体等が連携し、消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

- ○地域で生産される堆肥を施用した農産物のブランド化、畜産体験学習の実施等の推進
- ○堆肥による土づくり効果等の資源循環を基本とした畜産業の社会的意義の発信

2 堆肥の適切な管理の徹底等による家畜防疫対策の強化

家畜防疫の観点から、野生動物等が家畜排せつ物に接触して病原体を媒介する可能性があることから、施 設への侵入防止対策を推進する。

また、家畜排せつ物及び堆肥の運搬については、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が拡散する可能性があることを考慮し、堆肥等の散逸防止及び車両の消毒等の措置を講じる。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の概要 (略称・家畜排せつ物法)

目的

・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、畜産業の健全 な発展に資する(法第1条)。

家畜排せつ物の管理の適正化

- ・ 農林水産大臣は、家畜排せつ物の管理基準を定め、畜産業を営む者は、これに 従い、家畜排せつ物を管理しなければならない(法第3条)。
- ・ 家畜排せつ物の適正な管理のため、都道府県知事は、必要な指導・助言、勧告 ・命令、報告徴収、立入検査を行うことができる(法第4、5、6条)。

○ 家畜排せつ物の管理基準の概要(施行規則第1条)

- 1 管理施設の構造設備に関する基準
- ・ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料 (コンクリート等汚水が 浸透しないもの) で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。
- ・ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造すること。
- 2 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準
- ・家畜排せつ物は管理施設において管理すること。
- ・ 管理施設の定期的な点検、破損時の遅滞ない修繕を行うこと。
- ・ 送風装置等の維持管理を行うこと。
- ・ 家畜排せつ物の発生量、処理の方法別の数量を記録すること。
- 管理基準の対象 (法第2条、施行令第1条、施行規則第1条)
 - ・ 牛 (10頭以上)、馬 (10頭以上)、豚 (100頭以上)、鶏 (2千羽以上) を飼養する者

家畜排せつ物の利用の促進

- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るため、農林水産大臣は基本方針を定めなければならない。また、都道府県は基本方針に則して、基本計画を定めることができる(法第7、8条)。
- ・ 畜産業を営む者は、家畜排せつ物の処理高度化施設の整備に関する計画を作成 し、都道府県知事の認定を受けることができる。また、当該計画に従い実施する 施設整備に必要な資金を(株)日本政策金融公庫から借り受けることができる(法 第9,11条)。

<家畜排せつ物法の仕組み>

